

第604回茨城県内水面漁場管理委員会 次第

日時：令和5年12月5日（火）

午後2時から

場所：茨城県庁17階農林水産部会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 出席委員報告

現員 名, 出席委員 名, 欠席委員 名

4 議事録署名人の選出について

委員 委員

5 議 題

第1号議案 茨城県知事免許における共同漁業権の免許について（諮問）

第2号議案 茨城県知事免許における遊漁規則の認可について（諮問）

第3号議案 埼玉県知事免許（中川ほか）における共同漁業権の免許について（諮問）

第4号議案 埼玉県知事免許（中川ほか）における遊漁規則の認可について（諮問）

第5号議案 茨城県知事免許における区画漁業権の免許について（諮問）

6 報告事項

(1) 令和5年度全国内水面漁場管理委員会連合会東日本ブロック協議会の結果について

(2) 採捕の許可の更新について（竹筒・うなぎ鎌）

7 その他

8 閉 会



資料No. 1

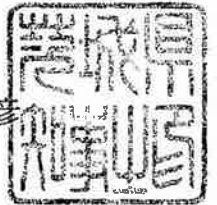
漁諮問第 17 号

茨城県内水面漁場管理委員会

令和 5 年 4 月 20 日茨城県告示第 551 号によって公示した方法により公表した茨城県内水面における内水面漁場計画に対し、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 69 条第 1 項の規定に基づき、はさき漁業協同組合ほか 14 者から免許の申請があったので、同法第 70 条の規定により意見を求める。

令和 5 年 11 月 22 日

茨城県知事 大井川 和彦



別紙

公示番号	申請者名	申請者住所	申請日	備考
茨内共第1号	はさき漁業協同組合	神栖市波崎新港9番地	令和5年7月18日	
茨内共第2号	常陸川漁業協同組合	神栖市日川3744番地	令和5年8月23日	
茨内共第3号	牛久沼漁業協同組合	牛久市南六丁目6番3	令和5年8月28日	
茨内共第4号	鬼怒小貝漁業協同組合	筑西市女方107番地3	令和5年8月10日	代表
	関東漁業協同組合	常総市小山戸町383番地		
	鬼怒利根漁業協同組合	常総市内守谷町1863番地		
	小貝川漁業協同組合	つくばみらい市東樋戸240番地1		
茨内共第5号	鬼怒小貝漁業協同組合	筑西市女方107番地3	令和5年8月10日	代表
	関東漁業協同組合	常総市小山戸町383番地		
	鬼怒利根漁業協同組合	常総市内守谷町1863番地		
茨内共第6号	鬼怒小貝漁業協同組合	筑西市女方107番地3	令和5年8月10日	代表
	関東漁業協同組合	常総市小山戸町383番地		
茨内共第9号	新利根漁業協同組合	稲敷市江戸崎甲4368番地5	令和5年8月25日	
茨内共第10号	新利根漁業協同組合	稲敷市江戸崎甲4368番地5	令和5年8月25日	
茨内共第11号	新利根漁業協同組合	稲敷市江戸崎甲4368番地5	令和5年8月25日	
茨内共第12号	桜川漁業協同組合	つくば市松塚470番地	令和5年8月8日	代表
	霞ヶ浦漁業協同組合	行方市玉造甲1560番地6		
茨内共第13号	那珂川漁業協同組合	東茨城郡城里町石塚1684番地の1	令和5年8月1日	代表
	那珂川第一漁業協同組合	水戸市東大野32番地の3		
茨内共第14号	大瀬沼漁業協同組合	東茨城郡茨城町下石崎1652番地	令和5年8月21日	
茨内共第15号	久慈川漁業協同組合	常陸大宮市塩原2356番地の5	令和5年8月17日	
茨内共第17号	大北川漁業協同組合	北茨城市磯原町豊田406番地1	令和5年8月22日	
茨内共第23号	那珂川漁業協同組合	東茨城郡城里町石塚1684番地の1	令和5年8月1日	代表
	那珂川第一漁業協同組合	水戸市東大野32番地の3		
茨内共第24号	大瀬沼漁業協同組合	東茨城郡茨城町下石崎1652番地	令和5年8月21日	

漁業権免許申請審査結果一覧表

公示番号・漁業種類	区分	申請者	申請年月日	代表	水協法第50条に基づく総会の特別決議				漁業法第71条第1項各号への非該当※				
					総会開催日	総会成立	賛成者数	審査結果	第1号	第2号	第3号	第4号	
第1号	第1種共同漁業権	団体	はさき漁業協同組合	R5.7.18	-	R5.6.24	成立	2/3以上	○	○	○	○	○
第2号	第5種共同漁業権	団体	常陸川漁業協同組合	R5.8.23	-	R5.6.23	成立	2/3以上	○	○	○	○	○
第3号	第5種共同漁業権	団体	牛久沼漁業協同組合	R5.8.28	-	R5.6.28	成立	2/3以上	○	○	○	○	○
第4号	第5種共同漁業権	団体	鬼怒小貝漁業協同組合	R5.8.10	○	R5.6.11	成立	2/3以上	○	○	○	○	○
			関東漁業協同組合		-	R5.6.17	成立	2/3以上	○	○	○	○	○
			鬼怒利根漁業協同組合		-	R5.5.28	成立	2/3以上	○	○	○	○	○
			小貝川漁業協同組合		-	R5.5.28	成立	2/3以上	○	○	○	○	○
第5号	第5種共同漁業権	団体	鬼怒小貝漁業協同組合	R5.8.10	○	R5.6.11	成立	2/3以上	○	○	○	○	○
			関東漁業協同組合		-	R5.6.17	成立	2/3以上	○	○	○	○	○
			鬼怒利根漁業協同組合		-	R5.5.28	成立	2/3以上	○	○	○	○	○
第6号	第5種共同漁業権	団体	鬼怒小貝漁業協同組合	R5.8.10	○	R5.6.11	成立	2/3以上	○	○	○	○	○
			関東漁業協同組合		-	R5.6.17	成立	2/3以上	○	○	○	○	○
第9号	第5種共同漁業権	団体	新利根漁業協同組合	R5.8.25	-	R5.6.27	成立	2/3以上	○	○	○	○	○
第10号	第5種共同漁業権	団体	新利根漁業協同組合	R5.8.25	-	R5.6.27	成立	2/3以上	○	○	○	○	○
第11号	第5種共同漁業権	団体	新利根漁業協同組合	R5.8.25	-	R5.6.27	成立	2/3以上	○	○	○	○	○
第12号	第5種共同漁業権	団体	桜川漁業協同組合	R5.8.8	○	R5.6.25	成立	2/3以上	○	○	○	○	○
			霞ヶ浦漁業協同組合		-	R5.6.20	成立	2/3以上	○	○	○	○	○
第13号	第5種共同漁業権	団体	那珂川漁業協同組合	R5.8.1	○	R5.5.25	成立	2/3以上	○	○	○	○	○
			那珂川第一漁業協同組合		-	R5.6.16	成立	2/3以上	○	○	○	○	○
第14号	第5種共同漁業権	団体	大沼沼漁業協同組合	R5.8.21	-	R5.6.30	成立	2/3以上	○	○	○	○	○
第15号	第5種共同漁業権	団体	久慈川漁業協同組合	R5.8.17	-	R5.6.15	成立	2/3以上	○	○	○	○	○
第17号	第5種共同漁業権	団体	大北川漁業協同組合	R5.8.22	-	R5.6.25	成立	2/3以上	○	○	○	○	○
第23号	第1種共同漁業権	団体	那珂川漁業協同組合	R5.8.1	○	R5.5.25	成立	2/3以上	○	○	○	○	○
			那珂川第一漁業協同組合		-	R5.6.16	成立	2/3以上	○	○	○	○	○
第24号	第1種共同漁業権	団体	大沼沼漁業協同組合	R5.8.21	-	R5.6.30	成立	2/3以上	○	○	○	○	○

※
免許をしない場合(漁業法第71条第1項)

第1号	申請者が次条(第72条)に規定する適格性を有する者でないとき。
第2号	海区漁場計画又は内水面漁場計画の内容と異なる申請があつたとき。
第3号	その申請に係る漁業と同種の漁業を内容とする漁業権の不当な集中に至るおそれがあるとき。
第4号	免許を受けようとする漁場の敷地が他人の所有に属する場合又は水面が他人の占有に係る場合において、その所有者又は占有者の同意がないとき。

免許についての適格性(漁業法第72条)

個別漁業権の場合(第1項)

第1~4号	漁業又は労働に関する法令を遵守せず、かつ、引き続き遵守することが見込まれない者であること、など(※共同漁業権は団体漁業権であるため、非該当)
-------	--

団体漁業権の場合(第2項)

第2号	その組合員のうち関係地区内に住所を有し1年に30日以上当該河川において水産動植物の採捕又は養殖をする者の属する世帯の数が、関係地区内に住所を有し1年に30日以上水産動植物の採捕又は養殖をする者の属する世帯の数の三分の二以上であるもの
-----	--

漁業権切替スケジュール

※「法」は漁業法を示す

	月	事項	内容
R 4 年 度	5～10月	意向調査 行使実態調査	関係漁協・行使者を対象に継続意向調査、意見聴取、 行使実態調査を実施
	6～2月	関係機関調整	関係者・関係機関との調整（利害関係人の意見聴取等） （法第64条第1項）
	12月	基本方針	委員会における免許切替の基本方針案の事前協議
	12月	策定状況報告	委員会における内水面漁場計画の策定状況の報告
	12月	漁場計画	委員会における内水面漁場計画素案の事前協議
	2月	委員会諮問	知事から委員会あて内水面漁場計画の諮問（法第64条第4項）
R 5 年 度	4月	公聴会	公聴会（法第64条第5項）
	4月	委員会答申	委員会から知事あて答申
	4月	決定公示	内水面漁場計画の樹立（県報掲載）（法第64条第6項）
	7～8月	免許申請	免許申請書受付（法第69条第1項）
	8～11月	審査	適格性の審査（法第72条）
	12月	委員会諮問 答申	知事から委員会あて諮問（法第70条） 委員会から知事あて答申
	12月	免許	免許状交付（法第69条）
1月	公示	県報掲載	

: 今回

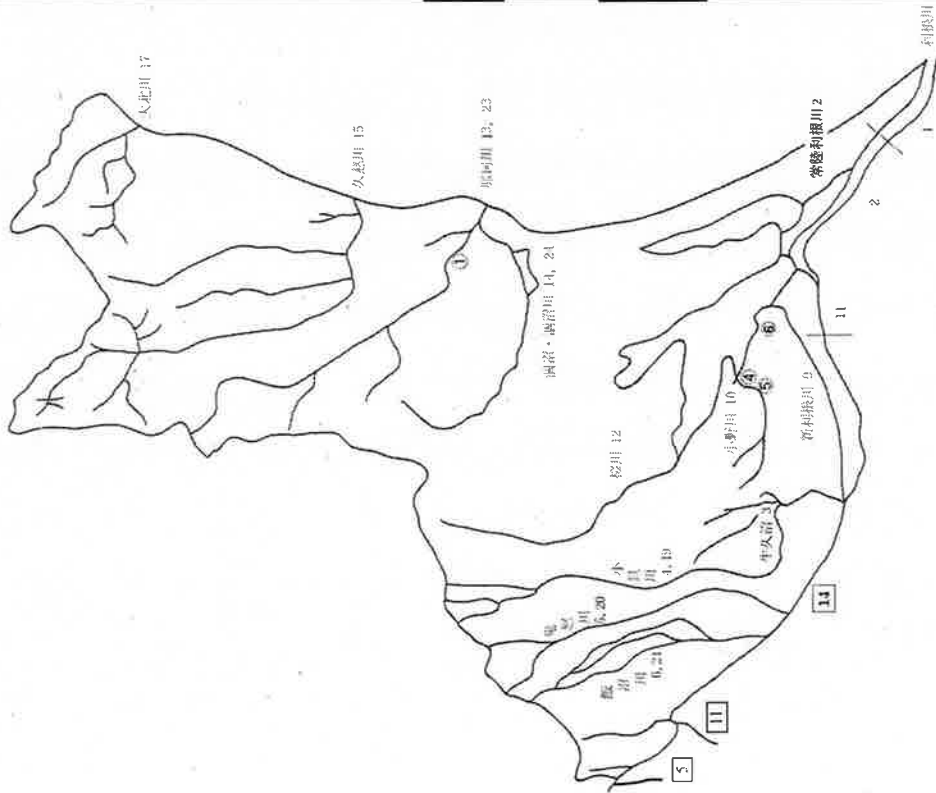
参考資料

茨城県内水面の漁業権

記号	免許番号	漁業種類	漁業権者
1	茨内共第1号	第1種共同漁業	はさき漁協
2	茨内共第2号	第5種共同漁業	常陸川漁協
3	茨内共第3号	〃	牛久沼漁協
4	茨内共第4号	〃	鬼怒小貝漁協、小貝川漁協、鬼怒利根漁協、関東漁協
5	茨内共第5号	〃	鬼怒小貝漁協、鬼怒利根漁協、関東漁協
6	茨内共第6号	〃	鬼怒小貝漁協、関東漁協
9	茨内共第9号	〃	新利根漁協
10	茨内共第10号	〃	新利根漁協
11	茨内共第11号	〃	新利根漁協
12	茨内共第12号	〃	霞ヶ浦漁協、桜川漁協
13	茨内共第13号	〃	那珂川第一漁協、那珂川漁協
14	茨内共第14号	〃	大漕沼漁協
15	茨内共第15号	〃	久慈川漁協
17	茨内共第17号	〃	大北川漁協
19	茨内共第19号	第1種共同漁業	関東漁協、小貝川漁協
20	茨内共第20号	〃	関東漁協
21	茨内共第21号	〃	関東漁協
23	茨内共第23号	〃	那珂川第一漁協、那珂川漁協
24	茨内共第24号	〃	大漕沼漁協
①	茨内区第1号	第2種区画漁業 (魚類養殖)	(有)小平鯉金魚養殖場
④	茨内区第4号	第1種区画漁業 (真珠養殖)	戸田真珠(有)、新利根漁協
⑤	茨内区第5号	〃	清和真珠(株)、新利根漁協
⑥	茨内区第6号	〃	大湖真珠(株)、新利根漁協
11	内共第11号 (東京都知事免許)	第1種共同漁業 第5種共同漁業	東京都1漁協(東京都東部漁協)、千葉県3漁協(市川市行徳漁協、南行徳漁協、松戸市漁協)、埼玉県1漁協(埼玉県東部漁協)
14	内共第14号 (千葉県知事免許)	第5種共同漁業	新利根漁協、鬼怒利根漁協、千葉県2漁協(手賀沼漁協、印旛沼漁協)、埼玉県1漁協(埼玉県北部漁協)
5	共第5号 (埼玉県知事免許)	第5種共同漁業	埼玉県4漁協(埼玉県中央漁協、埼玉県南部漁協、埼玉県北部漁協、埼玉県東部漁協)

次期漁業権なし

令和10年度切替



茨城県内水面漁業権の主な対象種



こい

全ての漁業権漁場



ふな

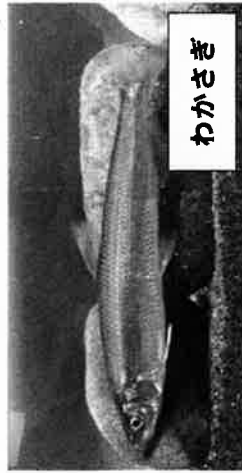
全ての漁業権漁場



うなぎ

第2、9、10、12号以外の漁業権漁場

第5種共同漁業権対象種



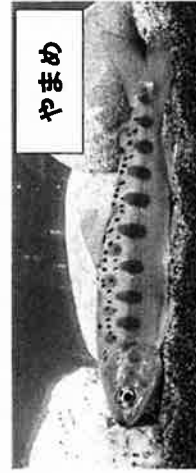
わかさぎ

牛久沼、桜川、那珂川、大北川など



あゆ

鬼怒川、那珂川、久慈川、大北川など



やまめ

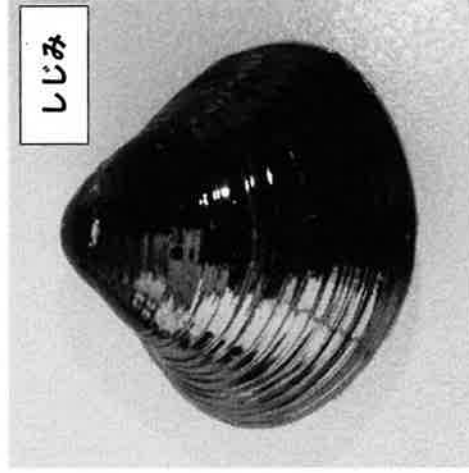
那珂川、久慈川、大北川



おいかわ

鬼怒川、桜川、那珂川、湊沼、久慈川など

第1種共同漁業権対象種



しじみ

湊沼、那珂川など

茨城県内水面における内水面漁場計画 概要

公示番号 (茨内共)		1	23	24	2	3	4	5	6	9	10	11	12	13	14	15	17		
(1) 免許の内容たるべき事項	ア 漁業種類等	第1種共同漁業				第5種共同漁業													
	漁業種類	第1種共同漁業				第5種共同漁業													
	漁業の名称	えむし		○→×	○														
		しじみ		○	○														
		かき	○		○														
		あさり	○																
		はまぐり	○																
		えび				○→×	○					○→×	○→×		○	○	○		
		こい				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		ふな				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		うなぎ					○	○	○	○				○		○	○	○	○
		わかさぎ				○→×	○					○→×	○→×		○	○	○		○
		もつご					○	○	○	○									
		たなご					○	○→×	○→×	○→×	○→×	○→×	○→×						
		うぐい						○→×	○							○	○	○	○
		にごい						○→×	○						○	○			
		どじょう						○	○	○		○→×	○→×						
		なまず						○	○										
		あゆ						○→×	○						○→×	○	○	○	○
		おいかわ					○→×	○→×	○	○→×					○	○	○	○	○→×
		ぼら						○→×	○→×							○	○		
はぜ														○	○	○	○	○	
かじか															○				
やまめ														○		○	○		
いwana																○	○		
もろこ						○							○→×						
さくらます														○		○			
漁業時期	1月1日から12月31日まで				1月1日から12月31日まで														
イ 漁場の位置 (代表河川名)	利根川	那珂川	酒沼 酒沼川	常陸利根川 利根川	牛久沼 谷田川	小貝川	鬼怒川	飯沼川 仁連川	新利根川	小野川	利根川	桜川	那珂川 緒川	酒沼 酒沼川	久慈川	大北川			
ウ 漁場の区域	なし																		
区域変更 表記是正	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	なし	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり		
(2) 制限又は条件 ※漁場ごとに必要な項目を付加	ア 漁場ごとの漁具漁法の統数制限、操業期間等を規定 イ 船舶の航行を妨げてはならない。 ウ 関係土地改良区の水利に関する指示に従うこと。																		
(3) 免許予定日	令和6年1月1日				令和6年1月1日														
(4) 申請期間	令和5年7月1日から令和5年8月31日まで				令和5年7月1日から令和5年8月31日まで														
(5) 関係地区	茨城県神栖市のうち旧鹿島郡波崎町(太田を除く。)	茨城県水戸市、ひたちなか市、東茨城郡大洗町及び那珂市	茨城県水戸市、東茨城郡大洗町、同郡茨城町及び鉾田市	茨城県神栖市太田及び同市のうち旧鹿島郡神栖町	茨城県龍ヶ崎市、牛久市、つくば市、つくばみらい市及び取手市	茨城県筑西市、龍ヶ崎市、下妻市、常総市、取手市、つくば市、守谷市、つくばみらい市及び北相馬郡利根町	茨城県筑西市、結城市、下妻市、常総市、守谷市、結城郡八千代町及び古河市	茨城県結城市、常総市、坂東市、結城郡八千代町及び古河市	茨城県龍ヶ崎市、稲敷市、稲敷郡河内町及び北相馬郡利根町	茨城県龍ヶ崎市、牛久市、つくば市、稲敷市及び稲敷郡阿見町	茨城県稲敷市のうち旧稲敷郡東町	茨城県土浦市、つくば市、桜川市及び筑西市	茨城県水戸市、ひたちなか市、東茨城郡大洗町、城里町、常陸大宮市及び那珂市	茨城県水戸市、笠間市、東茨城郡大洗町、同郡茨城町及び鉾田市	茨城県日立市、常陸太田市、常陸大宮市、那珂市、那珂郡東海村及び久慈郡大子町	茨城県北茨城市及び高萩市			
(6) 存続期間	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで				令和6年1月1日から令和15年12月31日まで														

注 ○: 現行の漁業権から引き続き対象とする魚種、 ○→×: 今回削除する魚種

漁業法（抜粋）

（内水面漁場管理委員会）

第百七十一条 都道府県に内水面漁場管理委員会を置く。ただし、その区域内に存する内水面における水産動植物の採捕、養殖及び増殖の規模が著しく小さい都道府県（海区漁業調整委員会を置くものに限る。）で政令で定めるものにあつては、都道府県知事は、当該都道府県に内水面漁場管理委員会を置かないことができる。

<第2、3項略>

4 この法律の規定による海区漁業調整委員会の権限は、内水面における漁業に関しては、内水面漁場管理委員会が行う。ただし、第一項ただし書の規定により内水面漁場管理委員会を置かない都道府県にあつては、当該都道府県の知事が指定する海区漁業調整委員会が行う。

（漁業の免許）

第六十九条 漁業権の内容たる漁業の免許を受けようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、都道府県知事に申請しなければならない。

2 前項の免許を受けた者は、当該漁業権を取得する。

（海区漁業調整委員会への諮問）

第七十条 前条第一項の申請があつたときは、都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。

（免許をしない場合）

第七十一条 次の各号のいずれかに該当する場合は、都道府県知事は、漁業の免許をしてはならない。

- 一 申請者が次条に規定する適格性を有する者でないとき。
- 二 海区漁場計画又は内水面漁場計画の内容と異なる申請があつたとき。
- 三 その申請に係る漁業と同種の漁業を内容とする漁業権の不当な集中に至るおそれがあるとき。
- 四 免許を受けようとする漁場の敷地が他人の所有に属する場合又は水面が他人の占有に係る場合において、その所有者又は占有者の同意がないとき。

<第2項以下略>

（免許についての適格性）

第七十二条 個別漁業権の内容たる漁業の免許について適格性を有する者は、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

- 一 漁業又は労働に関する法令を遵守せず、かつ、引き続き遵守することが見込まれない者であること。
- 二 暴力団員等であること。
- 三 法人であつて、その役員又は政令で定める使用人のうちに前二号のいずれかに該当する者があるものであること。
- 四 暴力団員等がその事業活動を支配する者であること。

2 団体漁業権の内容たる漁業の免許について適格性を有する者は、当該団体漁業権の関係地区の全部又は一部をその地区内に含む漁業協同組合又は漁業協同組合連合会であつて、次の各号に掲げる団体漁業権の種類に応じ、当該各号に定めるものとする。

- 一 現に存する区画漁業権の存続期間の満了に際し、漁場の位置及び区域並びに漁業の種類が当該現に存する区画漁業権とおおむね等しいと認められるものとして設定される団体漁業権 その組合員（漁業協同組合連合会の場合には、その会員たる漁業協同組合の組合員）のうち関係地区内に住所を有し当該漁業を営む者の属する世帯の数が、関係地区内に住所を有し当該漁業を営む者の属する世帯の数の三分の二以上であるもの
- 二 団体漁業権（前号に掲げるものを除く。） その組合員（漁業協同組合連合会の場合には、その会員たる漁業協同組合の組合員）のうち関係地区内に住所を有し一年に九十日以上沿岸漁業（海面における漁業のうち総トン数二十トン以上の動力漁船を使用して行う漁業以外の漁業をいう。以下この条及び第百六条第四項において同じ。）を営む者（河川以外の内水面における漁業を内容とする漁業権にあつては当該内水面において一年に三十日以上漁業を営む者、河川における漁業を内容とする漁業権にあつては当該河川において一年に三十日以上水産動植物の採捕又は養殖をする者。以下この号及び第五項において同じ。）の属する世帯の数が、関係地区内に住所を有し一年に九十日以上沿岸漁業を営む者の属する世帯の数の三分の二以上であるもの
- 3 前項の規定により世帯の数を計算する場合において、当該漁業を営む者が法人であるときは、当該法人（株式会社にあつては、公開会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第五号に規定する公開会社をいう。）でないものに限る。以下この項において同じ。）の組合員、社員若しくは株主又は当該法人の組合員、社員若しくは株主である法人の組合員、社員若しくは株主のうち当該漁業の漁業従事者である者の属する世帯の数により計算するものとする。
- 4 第二項の規定は、二以上の漁業協同組合又は漁業協同組合連合会が共同してした申請について準用する。この場合において、同項中「その組合員」とあるのは「それらの組合員」と、「その会員」とあるのは「それらの会員」と読み替えるものとする。

＜第5項以下略＞

（免許をすべき者の決定）

第七十三条 都道府県知事は、第六十四条第六項の申請期間内に漁業の免許を申請した者に対しては、第七十一条第一項各号のいずれかに該当する場合を除き、免許をしなければならない。

＜第2項略＞

水産業協同組合法（抜粋）

（特別決議事項）

第五十条 次の事項は、総組合員（准組合員を除く。）の半数（これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上が出席し、その議決権の三分の二（これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上の多数による決議を必要とする。

一～三 <略>

四 漁業権又はこれに関する物権の設定、得喪又は変更

五 漁業権行使規則又は入漁権行使規則の制定、変更及び廃止

六 <略>



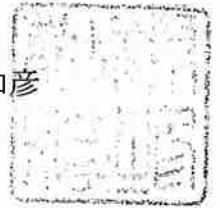
漁諮問第 16 号

茨城県内水面漁場管理委員会

令和 5 年 4 月 20 日茨城県告示第 551 号によって公示した方法により公表した第 5 種共同漁業権に係る遊漁規則については、常陸川漁業協同組合代表理事組合長ほか 13 者から認可申請があったので、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 170 条第 4 項の規定により意見を求める。

令和 5 年 11 月 15 日

茨城県知事 大井川 和彦



諮問の内容

1 認可をしようとする者

遊漁規則に係る 漁業権番号	認可をしようとする者	
	申請者の名称	住所
茨内共第2号	常陸川漁業協同組合	神栖市日川 3744 番地
茨内共第3号	牛久沼漁業協同組合	牛久市南 6 丁目 6 番 3
茨内共第4、5、6号	鬼怒小貝漁業協同組合	筑西市女方 107 番地 3
茨内共第4号	小貝川漁業協同組合	つくばみらい市東櫛戸 240 番地 1
茨内共第4、5号	鬼怒利根漁業協同組合	常総市内守谷町 1863 番地
茨内共第4、5、6号	関東漁業協同組合	常総市水海道山田町 935
茨内共第9、10、11号	新利根漁業協同組合	稲敷市江戸崎甲 4368 番 5
茨内共第12号	桜川漁業協同組合	つくば市松塚 470 番地
	霞ヶ浦漁業協同組合	行方市玉造甲 1560 番地 6
茨内共第13号	那珂川第一漁業協同組合	水戸市東大野 32 番地の 3
	那珂川漁業協同組合	東茨城郡城里町石塚 1684 番地の 1
茨内共第14号	大湫沼漁業協同組合	東茨城郡茨城町下石崎 1652 番地
茨内共第15号	久慈川漁業協同組合	常陸大宮市塩原 2356 番地の 5
茨内共第17号	大北川漁業協同組合	北茨城市磯原町豊田 406 番地 1

2 認可しようとする内容

資料及び別紙のとおり

資料：遊漁規則（概要）

別紙1：漁協毎の漁業権対象魚種及び遊漁料一覧

別紙2：遊漁規則の変更点一覧

「遊漁規則の認可についての審査基準」に基づく審査の結果

1 審査基準について

1 漁業法第170条第2項の事項が規定されていること。

○漁業法第170条第2項の事項

- 一 遊漁についての制限の範囲
- 二 遊漁料の額及びその納付の方法
- 三 遊漁承認証に関する事項
- 四 遊漁に際し守るべき事項
- 五 その他農林水産省令で定める事項（漁業法施行規則第57条に以下のとおり規定）
 - （一 漁場監視員に関する事項
 - （二 違反者に対する措置に関する事項

○結果：全ての遊漁規則で必要な事項が規定されていた。

2 総会若しくは総代会において水産業協同組合法（昭和23年法律第242号。以下「水協法」という。）第48条第1項第9号（第52条第6項及び第92条第3項で準用する場合を含む。以下同じ。）の規定又は総会の部会において水協法第51条の2第1項の規定に基づく決議が行われていること。

○水協法第48条第1項第9号の規定

遊漁規則の制定、変更及び廃止は、総会の決議を経なければならない。

○結果：全ての漁業協同組合において、成立した総会での適正な決議がなされていた。

3 漁業法第170条第5項各号に規定する内容に該当すること。

4 前号の内容に該当するか否かについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく水産庁長官からの技術的助言「遊漁規則の作成及び認可について」（令和4年7月26日4水管第1167号）第5の3(1)及び(2)に基づき判断する。

○漁業法第170条第5項の規定

都道府県知事は、遊漁規則の内容が次の各号のいずれにも該当するときは、認可をしなければならない。

- 一 遊漁を不当に制限するものでないこと。
- 二 遊漁料の額が当該漁業権に係る水産動植物の増殖及び漁場の管理に要する費用の額に比して妥当なものであること。

○結果：全ての遊漁規則において、遊漁を不当に制限する規定は認められなかった※。

遊漁料の額については、当該漁業権に係る水産動植物の増殖及び漁場の管理に要する費用の額に比して妥当であった。

※：各遊漁規則における制限は、当該漁協の漁業権行使規則又は行使規約において、行使権者に対しても同等の制限が設けられているか、水産動植物の繁殖保護、漁業調整等を考慮した必要最低限度の制限と認められる内容であった。

2 添付書類について

認可申請書に添付が必要な書類については、いずれの申請書にも添付がなされていた。

遊漁規則概要

〇〇漁業協同組合茨内共第〇号第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、〇〇漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する茨内共第〇号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（こい、ふな、〇〇及び〇〇をいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、釣（手釣、竿釣をいい、リールを使用するものを含む。以下同じ。）、すくい網（たも又はさで網等ですくい捕る網漁具をいう。以下同じ。）による遊漁の場合には口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動植物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出して行わなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、手釣、竿釣すくい網採捕による遊漁の場合には第14条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動植物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動植物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第14条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに、第7条第1項の遊漁料を同条第4項又は第8条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第3条 次の表の左欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

漁具・漁法	規模
さし網	網の全長〇メートル以下
.....

(遊漁期間)

第4条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象としてイ欄に掲げる漁具漁法により行

う遊漁は、それぞれウ欄に掲げる期間内でなければならない。

ア 魚種	イ 漁具漁法	ウ 期間
あゆ	竿釣	〇月〇日から〇月〇日まで
やまめ、いわな	・・・	〇月〇日から〇月〇日まで
・・・・・・	・・・	・・・・・・

2 前項に定める組合の指示する魚種及び期間は、組合事務所及び組合が委託する〇〇釣具店に掲示するほか、組合のウェブサイト（広報紙）にて公表するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、組合が放流した魚種については、放流の日から2週間以内で組合が定める期間及び区域内は遊漁をしてはならない。

4 組合は、放流した場合にはその都度、放流魚種、放流月日、遊漁禁止区域及び遊漁禁止期間を現場に公示するものとする。

カッコ内 必要に応じて記載

（禁止区域）

第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表のア欄に掲げる魚種又は漁具漁法は、イ欄に掲げる区域内においては、それぞれウ欄に掲げる期間中は、遊漁をしてはならない。

ア 魚種又は 漁具漁法	イ 区域	ウ 期間
あゆ	〇〇川〇〇堰下流端から下流〇〇メートルの区域	〇月〇日から〇月〇日まで
毛針釣	〇〇川	〇月〇日から〇月〇日まで
・・・	・・・	・・・

2 前項に定める組合の指示する区域及び期間は、組合事務所又は現場に表示するほか、組合のウェブサイト（広報紙）で公表するものとする。

（全長の制限）

第6条 次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
いわな	〇〇センチメートル
やまめ	〇〇センチメートル
・・・・・・	・・・・・・

(釣又はすくい網の遊漁料の額及び納付方法)

第7条 釣又はすくい網によって遊漁を行う場合の遊漁料の額は、第1表のとおりとする。

第1表 釣又はすくい網の遊漁料

魚種	漁具・漁法	遊漁料(円)	
		当日券	年間券
あゆ、やまめ、いわな	手釣・竿釣 〇〇網	〇〇〇 []	〇〇〇 []
あゆ、やまめ、いわな、さくらます以外の魚種	手釣・竿釣 〇〇網	〇〇〇 []	〇〇〇 []
さくらます	手釣・竿釣	〇〇〇 []	〇〇〇 []
備考 []内は、中学生徒及び肢体不自由者に適用する。ただし、本項の適用を受ける肢体不自由者にあつては、第2条の申請をする際に障害者手帳を提示しなければならない。			

- 前項の規定にかかわらず、未就学の幼児及び小学校児童に対する遊漁料並びに75歳以上の者に対するあゆ、やまめ、いわな(、さくらます)以外の魚種に係る遊漁料は、無料とする。
- 第1項に定める釣りに係る遊漁料のうち釣り竿にあつては、同一人が同時に4本以上の竿を使用するときは、4本目から1本につき200円の加算金を付加して徴収する。
- 遊漁料の納付は、第2表に掲げる場所において、又は遊漁を行っている場所において組合の漁場監視員に対して、若しくは組合が指定するオンラインシステム(以下「オンラインシステム」という。)によって、しなければならない。ただし、遊漁を行っている場所において組合の漁場監視員に対して納付する場合には、あゆを対象とした遊漁の場合は〇〇円、あゆ以外の魚種を対象にした遊漁の場合には、〇〇円の加算金を併納しなければならない。なお、オンラインシステムによって納付できる遊漁料の対象魚種は、あゆ、やまめ、いわな及びさくらますに限るものとする。

下線部は必要に応じて記載

第2表 遊漁料徴収場所

あゆ・やまめ・いわなに関する遊漁料(あゆ・やまめ・いわな券)	
事務所等名称	住所
(1) 〇〇漁業協同組合事務所	〇〇市〇〇
(2) 〇〇釣具店	〇〇市△△
(3)

あゆ・やまめ・いわな以外に関する遊漁料（雑魚券）

末尾の別表のとおり

- 5 第1項に定める遊漁料を納付した者は、あゆ、やまめ、いわな、さくらますについては、第3表に掲げる漁場のうち組合が管理する茨内共第〇号共同漁業権漁場の全部又は一部（ただし、さくらますについては茨内共第13号及び第15号を除く*。）において、あゆ、やまめ、いわな、さくらます以外の魚種については第3表に掲げる漁場の全部又は一部において遊漁を行うことができる。
- 6 組合は、自己の管理する漁場において、他の地区の組合が交付した遊漁承認証（あゆ、やまめ、いわな、さくらます以外の魚種）を所持している遊漁者に対して、その者が竿数4本以上使用しているときには、第3項に規定する加算金を課する。
- 7 第1項の規定にかかわらず、組合が開設する特設漁場で遊漁をしようとするときは、組合が知事の承認を得て定めた特殊遊漁料を納付しなければならない。

（※13号と15号の漁業権者の場合は「含む」）

第3表 遊漁を行うことのできる漁場

漁業権 番号	漁 場
茨内共第 2号	茨城県神栖市のうち高浜から太田に至る地先の利根川及び同市賀から太田に至る地先の常陸利根川 （詳細）次の基点第2号とアとを結んだ線より上流の神栖市地先の利根川及び常陸利根川の区域における茨城県水面 基点第2号 茨城県神栖市太田と同市矢田部との境が利根川左岸に接する点 ア 基点第2号から240度55分（真方位）の線と利根川右岸との交点
茨内共第 3号	茨城県内の谷田川（牛久沼を含む。）、西谷田川及び稲荷川 （詳細）茨城県龍ヶ崎市小通幸谷町地先の谷田川往還橋下流端から上流の谷田川（牛久沼を含む。）、西谷田川及び稲荷川の区域
茨内共第 4号	茨城県内の小貝川及び五行川、大谷川、糸繰川、高木川、八間堀川、中通川その他の小貝川の支流並びにそれらに連なる水路 （詳細）次の基点第4号とアとを結んだ線から上流栃木県境までの小貝川及び五行川、大谷川、糸繰川、高木川、八間堀川、中通川その他の小貝川の支流の区域並びに福岡堰土

	<p>地改良区、岡堰土地改良区及び江連八間土地改良区が管理する水路の区域。ただし、茨城県龍ヶ崎市小通幸谷町地先の谷田川往還橋下流端から上流の谷田川を除く。</p> <p>なお、茨城県常総市上蛇町及びつくば市大字上郷字仕出地先の小貝川廃川は、本区域に含まない。</p> <p>基点第4号 茨城県北相馬郡利根町羽根野地先の小貝川左岸に設置された国土交通省キロ杭 0.00</p> <p>ア 基点第4号から 292 度（真方位）の線と小貝川右岸との交点</p>
茨内共第5号	<p>茨城県内の鬼怒川及び田川、山川、北台川その他の鬼怒川の支流（詳細）次のアとイとを結んだ線から上流栃木県境までの鬼怒川及び田川、山川、北台川その他の鬼怒川の支流の区域</p> <p>基点第5号 茨城県守谷市野木崎地先の鬼怒川左岸に設置された国土交通省キロ杭 96.0</p> <p>ア 基点第5号から 212 度（真方位）距離 303 メートルの点</p> <p>イ 基点第5号から 197 度（真方位）距離 213 メートルの点</p>
茨内共第6号	<p>茨城県内の飯沼川（菅生沼を含む。）、東仁連川、西仁連川、横仁連川及び江川</p> <p>（詳細）飯沼川（菅生沼を含む。）の区域における茨城県水面並びに東仁連川、西仁連川、横仁連川及び江川の区域</p>
茨内共第9号	<p>茨城県内の新利根川及びその支流（破竹川及び大正堀川に限る。）並びに旧小貝川の廃川</p> <p>（詳細）茨城県稲敷市地先の新利根川河口（同市上須田地先の新利根河口水閘門）から上流の新利根川及びその支流（破竹川及び大正堀川に限る。）の区域並びに旧小貝川の廃川の区域</p>
茨内共第10号	<p>茨城県内の小野川及び乙戸川並びにそれらの支流</p> <p>（詳細）茨城県稲敷市地先の小野川河口（同市古渡地先の古渡橋下流端）から上流の小野川及び乙戸川その他の支流の区域</p>
茨内共第11号	<p>茨城県稲敷市六角、結佐及び西代地先の利根川</p> <p>（詳細）次の基点第15号とイとを結ぶ線から下流の茨城県稲敷市地先の利根川の区域における茨城県水面</p> <p>基点第15号 千葉県香取市と香取郡神崎町との境界線と利根川右岸との交点</p> <p>イ 基点第15号から 352 度（真方位）の線と利根川左岸との</p>

	交点
茨内共第 12号	茨城県土浦市、つくば市、桜川市、筑西市地先の桜川及びその支流 (詳細) 次の基点第16号と基点第17号とを結んだ線から上流 の桜川及びその支流の区域並びにつくば市筑波土地改良 区、つくば市松塚土地改良区、新治土地改良区及び桜川市 土地改良区が管理する水路の区域 基点第16号 桜川河口(茨城県土浦市港町地先)左岸の国土 交通省河川管理境界標識 基点第17号 桜川河口(茨城県土浦市河原町地先)右岸の国 土交通省河川管理境界標識
茨内共第 13号	茨城県内の那珂川及び緒川その他の那珂川の支流(涸沼川を除く。) (詳細) 次の基点乙とアとを結んだ線から上流栃木県境までの 那珂川及び緒川その他の支流の区域。ただし、基点第10号 とイとを結んだ線から上流の涸沼川を除く。 基点乙 那珂湊漁港取付護岸に設置した標識 基点第10号 茨城県水戸市川又町の東端 ア 基点乙から128度(真方位)の線と対岸との交点 イ 基点第10号から110度(真方位)の線と対岸との交点
茨内共第 14号	茨城県内の涸沼川(涸沼を含む。)及びその支流 (詳細) 次の基点第10号とイとを結んだ線から上流の涸沼川(涸 沼を含む。)及びその支流の区域 基点第10号 茨城県水戸市川又町の東端 イ 基点第10号から110度(真方位)の線と対岸との交点
茨内共第 15号	茨城県内の久慈川及び山田川、里川その他の久慈川の支流並びに 久慈川廃川並びに茂宮川及びその支流 (詳細) 次の基点第11号と基点第12号とを結んだ線から上流 福島県境までの久慈川及び山田川、里川その他の久慈川 の支流並びに常陸太田市粟原地先の久慈川廃川の区域。 ただし、竜神ダムより上流の竜神川を除く。 基点第11号 茨城県日立市留町地先の日立港南防波堤屈折部 頂点 基点第12号 茨城県那珂郡東海村豊岡地先の久慈川導流堤突 端
茨内共第 17号	茨城県内の大北川及び花園川その他の大北川の支流並びにそれら に連なる水路

	<p>(詳細) 次のアとイとを結んだ線から上流の大北川及び花園川 その他の支流並びにそれらに連なる水路の区域。ただし、 次の基点第 14 号の 1 から 191 度 48 分 36 秒 (真方位) の 線と基点第 14 号の 2 から 191 度 48 分 36 秒 (真方位) の 線との間の大北川の区域を除く。</p> <p>基点第 14 号 茨城県北茨城市磯原町磯原地先の天妃山に設置 された三等三角点</p> <p>基点第 14 号の 1 茨城県高萩市大字横川 1521 番地 4 に設置 した標柱</p> <p>基点第 14 号の 2 茨城県高萩市大字横川 1534 番地 3 に設置 した標柱</p> <p>ア 基点第 14 号から 285 度 (真方位) 49.7 メートルの点 イ 基点第 14 号から 267 度 (真方位) 57.0 メートルの点</p>
--	---

(その他の場合の遊漁料の額及び納付方法)

第 8 条 釣又はすくい網以外の方法によって遊漁を行う場合の遊漁料の額は、次
のとおりとする。

魚 種	漁具・漁法	遊漁料 (円)	
		当日券	年間券
〇〇〇	投網	〇〇〇	〇〇〇

2 遊漁料は、組合事務所に納付するものとする。

(遊漁承認証に関する事項)

第 9 条 組合は、第 2 条第 1 項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した
遊漁承認証 (第 7 条第 1 項に係る遊漁尾承認については、発行者を茨城県内水
面漁業協同組合連合会と共同とする。) (オンラインシステムにより発行され
るものを含む。) を遊漁者に交付するものとする。

(1) 承認を受けた者の氏名、住所

下線部は必要に応じて記載

(2) 承認期間

(3) 魚種

(4) 漁具・漁法

(5) 遊漁区域

(6) 遊漁料の額

(7) 注意事項

(8) その他参考となるべき事項

(9) 発行者名

2 遊漁承認証の交付は、第7条第4項又は前条第2項に規定する場所、組合が指定するオンラインシステム若しくは漁場監視員において行うものとする。

3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。 **下線部は必要に応じて記載**

(遊漁に際し守るべき事項)

第10条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適切な距離を保ち、大声、喚声、投石、水中のかくはん等漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、組合が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(漁場監視員)

第11条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示及び第7条に規定する遊漁料及び加算金の徴収を行うことができる。

2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(1) 氏名

(2) 有効期間

(3) 注意事項

(4) その他必要な事項

(5) 発行者名

(違反者に対する措置)

第12条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

別表 遊漁料徴収場所

1 漁業協同組合事務所等	
事務所等名称	住 所
(1) 常陸川漁業協同組合事務所	神栖市日川 3744
(2) 牛久沼漁業協同組合事務所	牛久市南 6-6-3
(3) 鬼怒利根漁業協同組合事務所	常総市内守谷町 1863
(4) 小貝川漁業協同組合事務所	つくばみらい市東楯戸 240-1
(5) 関東漁業協同組合事務所	常総市水海道山田町 935
(6) 鬼怒小貝漁業協同組合事務所	筑西市女方 107-3
(7) 新利根漁業協同組合事務所	稲敷市江戸崎甲 4368-5
(8) 桜川漁業協同組合事務所	つくば市松塚 470
(9) 霞ヶ浦漁業協同組合事務所	行方市玉造甲 1560-6
(10) 那珂川第一漁業協同組合事務所	水戸市東大野 32-3
(11) 那珂川漁業協同組合事務所	東茨城郡城里町石塚 1684-1
(12) 大湫沼漁業協同組合事務所	東茨城郡茨城町下石崎 1652
(13) 久慈川漁業協同組合事務所	常陸大宮市塩原 2356-5
(14) 大北川漁業協同組合事務所	北茨城市磯原町豊田 406-1
(15) 茨城県内水面漁業協同組合連合会事務所	水戸市三の丸 1-1-33 (すいさん会館 4階)
2 釣具店等	
店名等	住 所
(1) 上州屋勝田店	ひたちなか市東石川 2762-3
(2) 上州屋日立店	日立市水木町 2-26-1
(3) 上州屋つくば店	つくば市松代 1-7-1
(4) 高橋売店	水戸市笠原町 978-5 (県庁舎 1階)
(5) 上州屋北茨城店	北茨城市関南町神岡下字北浜田 333-1
(6) ヤマザキショップハナカワうさみ	北茨城市華川町上小津田 82-1
(7) セブンイレブン北茨城磯原 1丁目店	北茨城市磯原町磯原 1-97
(8) 鮎の店山水	久慈郡大子町袋田淵の上 3464
(9) 菊池釣具店	久慈郡大子町袋田 2078
(10) 芋の里	久慈郡大子町頃藤 515-1
(11) つり道楽	久慈郡大子町池田 2676-8
(12) セブンイレブン大子池田松沼店	久慈郡大子町池田 2815-1
(13) セブンイレブン大子池田北店	久慈郡大子町池田 41
(14) ヤマザキ Y ショップ大子西金店	久慈郡大子町西金 118-3

(15)	久慈川漁協組合員宅	久慈郡大子町川山 1015-2
(16)	久慈川漁協組合員宅	久慈郡大子町下野宮 2310
(17)	久慈川漁協組合員宅	久慈郡大子町下野宮 2429-1
(18)	久慈川漁協組合員宅	久慈郡大子町下野宮 2423-2
(19)	久慈川漁協組合員宅	久慈郡大子町下野宮 3037
(20)	うめ吉	久慈郡大子町川山 69
(21)	丸信ドライブイン	常陸大宮市舟生 1003
(22)	つり具のむさし	常陸大宮市抽ヶ台町 904-13
(23)	大黒屋	常陸太田市東二町 2254-2
(24)	なかのや	常陸大宮市野田 1836
(25)	橋本屋	常陸大宮市野口 1437-1
(26)	小林釣具店	東茨城郡城里町石塚 1436
(27)	ホロルの湯売店	東茨城郡城里町下古内 1829-3
(28)	キャスティング水戸店	水戸市元吉田町 1322-1
(29)	ジャイアント水戸南店	水戸市元吉田町荒谷 1012-11
(30)	上州屋水戸店	水戸市笠原町 1250
(31)	西山釣具店	常総市水海道諏訪町 3014
(32)	上州屋キャンベル谷和原店	つくばみらい市絹の台 2丁目 15-1
(33)	上州屋牛久店	牛久市上柏田 4-19-8
(34)	たまやボート	牛久市新地町 57
(35)	吉乃屋ボート	つくば市森の里 1095-6
(36)	一竿堂釣具店	取手市取手 2-11-9
(37)	共栄釣具店	土浦市荒川沖 161-14
(38)	増山釣具店	竜ヶ崎市若柴町 3054-1
(39)	我孫子屋釣具店	取手市藤代 2034-25
(40)	キャスティング土浦店	土浦市田中 2-12-6
(41)	つり将	利根町羽中 515
(42)	松屋	稲敷市上須田 2916
(43)	釣具のひらた	稲敷市江戸崎 3278-9
(44)	ワールドバスソサエティー	稲敷市美浦村舟子 33
(45)	霞ヶ浦漁協組合員宅	土浦市今泉 1482
(46)	キャスティングつくば店	つくば市学園南 3-16-5
(47)	プロショップランカーズ	土浦市小松 1-15-3
(48)	霞ヶ浦漁協組合員宅	稲敷郡阿見町若栗 1957-1

漁協毎の漁業権魚種及び主な遊漁料一覧表

漁協名	免許 番号	(目的) 漁業権内容魚種	(釣り・すくい網の遊漁料等)											(その他の漁法の遊漁料)			
			あゆ、やまめ、いわな				さくらます				その他の魚種(雑魚)			魚種	漁法	金額	
			一般	中学生・ 肢体不自由者	現場 加算金	その他	一般	中学生・ 肢体不自由者	現場 加算金	その他	一般	中学生・ 肢体不自由者	現場 加算金				その他
常陸川	2	こい、ふな									日:600 年:6,000	日:200 年:1,500	200	竿は4本目から 200円を加算	全魚種	投網	日:500 年:3,000
牛久沼	3	えび、こい、ふな、うなぎ、わかさぎ、もつご、たなご、もろこ									〃	〃	〃	〃	全魚種	四つ手網 ※他にも料金設定あり	日:600 年:6,000
鬼怒小貝	4	こい、ふな、うなぎ、もつご、どじょう、なまず													あゆ、うぐい ※他にも料金設定あり	投網	日:2,000 年:10,000
	5	こい、ふな、うなぎ、もつご、うぐい、にごい、どじょう、なまず、あゆ、おいかわ	日:1,300 年:6,000	日:400 年:2,000	200	竿は1本 に限る					〃	〃	〃	〃			
	6	こい、ふな、うなぎ、もつご、どじょう															
鬼怒利根	4	こい、ふな、うなぎ、もつご、どじょう、なまず													〃	〃	〃
	5	こい、ふな、うなぎ、もつご、うぐい、にごい、どじょう、なまず、あゆ、おいかわ													〃	〃	〃
関東	4	こい、ふな、うなぎ、もつご、どじょう、なまず													〃	〃	〃
	5	こい、ふな、うなぎ、もつご、うぐい、にごい、どじょう、なまず、あゆ、おいかわ									〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	6	こい、ふな、うなぎ、もつご、どじょう													〃	〃	〃
小貝川	4	こい、ふな、うなぎ、もつご、どじょう、なまず									〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
新利根	9	こい、ふな													〃	〃	〃
	10	〃									〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	11	こい、ふな、うなぎ													〃	〃	〃
霞ヶ浦	12	えび、こい、ふな、わかさぎ、にごい、おいかわ、はぜ									〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
桜川	12	〃									〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
那珂川第一	13	えび、こい、ふな、うなぎ、わかさぎ、うぐい、にごい、あゆ、おいかわ、ぼら、はぜ、かじか、やまめ、さくらます	日:2,000 年:10,000	日:500 年:2,500	1,000	竿は1本 に限る	日:2,000 年:5,000	日:500 年:1,500	200	竿は1本 に限る	〃	〃	〃	〃	あゆ ※他にも料金設定あり	投網	日:3,000 年:10,000
那珂川	13	〃	日:2,000 年:10,000	日:500 年:2,500	1,000	竿は1本 に限る	日:2,000 年:5,000	日:500 年:1,500	200	竿は1本 に限る	〃	〃	〃	〃	あゆ ※他にも料金設定あり	投網	日:3,000 年:10,000
大湊沼	14	えび、こい、ふな、うなぎ、わかさぎ、うぐい、あゆ、おいかわ、ぼら、はぜ									〃	〃	〃	〃	全魚種	投網	年:6,000
久慈川	15	こい、ふな、うなぎ、うぐい、あゆ、おいかわ、はぜ、やまめ、いわな、さくらます	日:2,000 年:10,000	日:500 年:2,500	2,000	竿は1本 に限る	日:2,000 年:5,000	日:500 年:1,500	200	竿は1本 に限る	〃	〃	〃	〃	全魚種	投網	日:3,000 年:10,000
大北川	17	こい、ふな、うなぎ、わかさぎ、うぐい、あゆ、はぜ、やまめ、いわな	日:2,000 年:10,000	日:500 年:2,500	200	竿は1本 に限る					〃	〃	〃	〃	うなぎ	置き針、 穴釣、つくし	日:300 年:2,000

漁協毎の遊漁規則の変更点一覧

漁協名	免許番号	漁業権対象種	遊漁料(釣又はすくい網)、(その他の場合)及び現場加算金	漁具・漁法の制限	遊漁期間	禁止区域	全長制限
常陸川	2	【削除】えび、わかさぎ	遊漁料改定別紙1の通り	-	【追記】全魚種(釣、すくい網、投網)周年可 ※運用上の変更なし	-	-
牛久沼	3	【削除】おいかわ		-	-	-	-
鬼怒小貝	4	【削除】たなご、うぐい、にごい、あゆ、おいかわ、ぼら		-	-	-	-
	5	【削除】たなご、ぼら		-	-	-	-
	6	【削除】たなご、おいかわ		-	-	-	-
小貝川	4	【削除】たなご、うぐい、にごい、あゆ、おいかわ、ぼら		-	【削除】あゆ投網の規定(漁業権から削除のため)	【削除】4号以外の漁場の区域に関する規定	-
関東	4	【削除】たなご、うぐい、にごい、あゆ、おいかわ、ぼら		-	-	-	-
	5	【削除】たなご、ぼら		-	-	-	-
	6	【削除】たなご、おいかわ		-	-	-	-
鬼怒利根	4	【削除】たなご、うぐい、にごい、あゆ、おいかわ、ぼら		-	-	-	-
	5	【削除】たなご、ぼら		-	-	-	-
新利根	9	【削除】えび、わかさぎ、たなご、どじょう		-	-	-	-
	10	【削除】えび、わかさぎ、たなご、どじょう		-	【削除】わかさぎ採捕の規定(漁業権から削除のため)	【削除】引船橋中央線上下の小野川の禁止区域	-
	11			-	-	-	-
霞ヶ浦	12	【削除】あゆ、もろこ		【削除】あゆ竿釣に関する規定(漁業権から削除のため)	-	【削除】あゆの禁止区域	-
桜川	12	【削除】あゆ、もろこ		【削除】あゆ竿釣に関する規定(漁業権から削除のため)	-	【削除】あゆの禁止区域	-
那珂川第一	13			-	-	-	-
那珂川	13		-	-	-	-	
大溜沼	14		-	-	-	-	
久慈川	15		-	【追記】あゆ(釣、投網)、やまめ、いわなの遊漁期間を明記 ※運用上の変更なし	【追記】本流でのあゆ投網禁止期間を明記 ※運用上の変更なし	【追記】調整規則の全長制限を記載 ※運用上の変更なし	
大北川	17	【削除】おいかわ	-	-	-	-	

遊漁規則の認可についての審査基準

令和5年8月28日
茨城県農林水産部漁政課

第1 趣旨

この審査基準は、漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）及び茨城県内水面漁業調整規則（令和2年茨城県規則第74号）に定めるもののほか、法第170条第1項及び第3項の規定による遊漁規則（変更）を認可するための審査に必要な事項を定めるものとする。

なお、この審査基準は行政手続法第5条第1項に基づき定めるものである。

第2 審査基準

遊漁規則の認可に当たっての審査基準は次のとおりとする。

- 1 法第170条第2項の事項が規定されていること。
- 2 総会若しくは総代会において水産業協同組合法（昭和23年法律第242号。以下「水協法」という。）第48条第1項第9号（第52条第6項及び第92条第3項で準用する場合を含む。以下同じ。）の規定又は総会の部会において水協法第51条の2第1項の規定に基づく決議が行われていること。
- 3 法第170条第5項各号に規定する内容に該当すること。
- 4 前号の内容に該当するか否かについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく水産庁長官からの技術的助言「遊漁規則の作成及び認可について」（令和4年7月26日4水管第1167号）第5の3(1)及び(2)に基づき判断する。

第3 添付書類

- 1 認可申請書に添付が必要な書類は次のとおりとする。
 - (1) 漁業権遊漁規則
 - (2) 組合法第48条第1項第9号の規定に基づき総会若しくは総代会又は第51条の2第1項の規定に基づき総会の部会において決議したことを証する書類（議事録の抄本または謄本）。
 - (3) 遊漁料算定に関する次の各資料
 - ア 遊漁承認証発行状況
 - イ 水産動植物の増殖及び漁場管理に関する収入・収支及びその内訳
 - ウ 年券利用者の年間における平均遊漁日数を推定できる資料
 - エ 遊漁料算定根拠

- (4) 水産動植物の増殖・管理計画書
 - (5) 遊漁承認証の発行を連合会と共同で行う場合、連合会との間で締結した契約書の写し
 - (6) 遊漁承認証を他の組合が免許を受けた漁業権漁場においても共通で使用できるようにする場合、関係漁協との間で締結した契約書の写し
- 2 変更認可申請書に添付が必要な書類は次のとおりとする。
- (1) 組合法第48条第1項第9号の規定に基づき総会若しくは総代会又は第51条の2第1項の規定に基づき総会の部会において決議したことを証する書類（議事録の抄本または謄本）。
 - (2) 変更理由書
 - (3) 新旧対照表
 - (4) その他変更内容に関する書類
- 3 申請書及び前2項の関係書類は正副2部を提出すること。

漁業法（抜粋）

（遊漁規則）

第一百七十条 内水面における第五種共同漁業の免許を受けた者は、当該漁場の区域においてその組合員（漁業協同組合連合会にあつては、その会員たる漁業協同組合の組合員）以外の者のする水産動植物の採捕（次項及び第五項において「遊漁」という。）について制限をしようとするときは、遊漁規則を定め、都道府県知事の認可を受けなければならない。

2 前項の遊漁規則（以下この条において単に「遊漁規則」という。）には、次に掲げる事項を規定するものとする。

一 遊漁についての制限の範囲

二 遊漁料の額及びその納付の方法

三 遊漁承認証に関する事項

四 遊漁に際し守るべき事項

五 その他農林水産省令で定める事項（※漁業法施行規則に規定：下記参照）

3 遊漁規則を変更しようとするときは、都道府県知事の認可を受けなければならない。

4 第一項又は前項の認可の申請があつたときは、都道府県知事は、内水面漁場管理委員会の意見を聴かなければならない。

5 都道府県知事は、遊漁規則の内容が次の各号のいずれにも該当するときは、認可をしなければならない。

一 遊漁を不当に制限するものでないこと。

二 遊漁料の額が当該漁業権に係る水産動植物の増殖及び漁場の管理に要する費用の額に比して妥当なものであること。

6 都道府県知事は、遊漁規則が前項各号のいずれかに該当しなくなつたと認めるときは、内水面漁場管理委員会の意見を聴いて、その変更を命ずることができる。

7 都道府県知事は、第一項又は第三項の認可をしたときは、漁業権者の名称その他の農林水産省令で定める事項を公示しなければならない。

8 遊漁規則は、都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。その変更についても、同様とする。

漁業法施行規則

（遊漁規則に規定すべき事項）

第五十七条 法第一百七十条第二項第五号の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 漁場監視員に関する事項

二 違反者に対する措置に関する事項

水産業協同組合法

（総会の決議事項）

第四十八条 次の事項は、総会の決議を経なければならない。

一 定款の変更

二 規約、資源管理規程、信用事業規程及び共済規程の設定、変更及び廃止

三 毎事業年度の事業計画の設定及び変更

四 経費の賦課及び徴収の方法

五 事業の全部の譲渡若しくは第十一条第一項第五号若しくは第七号の事業（これに附帯する事業を含む。）若しくは共済事業の全部若しくは一部の譲渡又は共済契約の全部若しくは一部の移転（その一部の移転にあつては、責任準備金の算出の基礎が同じである共済契約の全部を包括して移転するもの（以下「包括移転」という。）に限る。）

六 財産目録又は計算書類及び事業報告

七 毎事業年度内における借入金の最高限度

八 漁業権又はこれに関する物権の設定、得喪又は変更

九 漁業権行使規則若しくは入漁権行使規則又は遊漁規則の制定、変更及び廃止

十 漁業権又はこれに関する物権に関する不服申立て、訴訟の提起又は和解

十一 沿岸漁場管理規程の制定、変更及び廃止

十二 育成水面の設定、変更及び廃止

十三 育成水面利用規則の制定、変更及び廃止

2 定款の変更（軽微な事項その他の農林水産省令で定める事項に係るものを除く。）は、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 前項の認可の申請があつた場合には、第六十三条第二項、第六十四条及び第六十五条の規定を準用する。

4 組合は、第二項の農林水産省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

5 共済規程の変更のうち、軽微な事項その他の農林水産省令で定める事項に係るものについては、第一項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、定款で、総会の決議を経ることを要しないものとするができる。

遊漁規則の作成及び認可について（技術的助言）

第5の3(抜粋)

(1)「遊漁を不当に制限する」かどうかについて

「遊漁を不当に制限する」とは、水産動植物の繁殖保護、漁業調整その他組合員の当該漁業に対する生活依存度等を考慮した遊漁への必要最小限度の制限以外の制限をいうものと解される。

したがって、

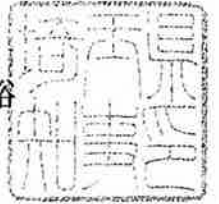
- ① 組合等が漁業権行使規則で組合員に課している一般的制限、例えば、漁場の区域、採捕期間、体長又は採捕尾数の制限等を遊漁者に課すことは不当ではない。
- ② 水産動植物の繁殖保護、漁業調整の観点から採捕者の数を制限する必要がある、かつ漁業権行使規則で特定の漁具・漁法の使用を特定の資格を有する組合員にのみ認めて一般組合員には制限している場合には、遊漁者に当該特定漁具・漁法の使用を禁ずることは不当ではない。
- ③ 組合等が漁業権行使規則で特に組合員に対して漁具・漁法を制限していない場合は、水産動植物の繁殖保護又は漁業調整上著しい支障がない限り、遊漁者に対して漁具・漁法の制限をすることは不当である。また、キャッチアンドリリース区間についても、漁業権行使規則で組合員に設置していない場合は、これを遊漁者に設置することは不当である。
- ④ 従来、慣行として容認されていた特定漁具・漁法による遊漁については、水産動植物の繁殖保護又は漁業調整上著しい支障のない限り、当該漁具・漁法による遊漁を実質的に不可能にする制限は不当である。

(2)「遊漁料の額が妥当かどうか」について

- ① 遊漁料の額の妥当性の基準となる「水産動植物の増殖及び漁場の管理に要する費用」には、卵、種苗又は親魚購入費、放流事業費、漁場保護費等、組合等が増殖及び漁場管理に直接必要とする費用はもとより、これらの増殖、漁場管理事業に要する人件費、事務費等の間接費及び遊漁承認証の発行等の費用など遊漁者の便宜のために直接必要とする費用等も含む。この場合、組合等が経済事業等他の事業を行うときのこれらの事業と共通費用の配分については、増殖管理事業に従事する職員の員数、その従事する程度、事務の内容等から具体的に判断して配分を決定されたい。
なお、補償要求のための会議費等は、増殖及び漁場管理に関連のない経費であることに留意されたい。
- ② 遊漁料の額の妥当性については、①により、増殖及び漁場管理に要する費用の算定が妥当に行われているか、漁場を利用する組合員の負担額と遊漁料との間における当該費用の配分が実質的に公平か等によって判断されるものである。組合員の負担額と遊漁料との間の公平性については、それぞれの漁場の利用度、すなわち、人数の比率、採捕日数の比率、漁獲量の比率等を勘案して判断することとされたい。
- ③ 遊漁料の妥当性については、可能な限り、過去数年の関連資料を勘案したうえで、判断することとされたい。
- ④ 遊漁料は、必ず漁業権ごと、かつ、魚種、漁具・漁法ごとに決定されたい。ただし、特に、一県又は数県に共通の遊漁料を定める必要がある場合には、関係する漁業権を一括して算定することとされたい。
- ⑤ 一日の遊漁料と年間の遊漁料は、従来の慣例等から許容される合理的な範囲で、差を設けても差し支えない。

茨城県内水面漁場管理委員会会長 様

埼玉県知事 大野 元裕



第五種共同漁業権の免許について（諮問）

令和5年8月4日付け埼玉県告示第857号で公示した内水面漁場計画のうち、共第5号及び共第6号の漁業権について、別添のとおり免許申請がありましたので、漁業法第70条及び第171条第4項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

担 当 生産振興課 花き・果樹・特産・水産担当 小山

電 話 048-830-4151

FAX 048-830-4843



内水面漁場計画のうち第五種共同漁業権の漁場計画の概要

1 免許の内容たるべき事項

公示 番号	漁業の種類	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域
共 第 1号	あゆ漁業、ます類漁業、うぐい 漁業、おいかわ漁業、こい漁業、 ふな漁業、うなぎ漁業、かじか 漁業、わかさぎ漁業、なまず漁 業	1月1日 から 12月31日	熊谷市、行田市、秩父市、飯能 市、東松山市、鴻巣市、深谷市、 比企郡滑川町、秩父郡横瀬町、 皆野町、長瀨町、小鹿野町、大 里郡寄居町	荒川(上流～大芦橋)、 中津川、赤平川、横瀬 川等
共 第 2号	あゆ漁業、うぐい漁業、おいか わ漁業、こい漁業、ふな漁業、 うなぎ漁業、どじょう漁業、わ かさぎ漁業、なまず漁業	1月1日 から 12月31日	さいたま市、川越市、川口市、 所沢市、東松山市、狭山市、鴻 巣市、上尾市、蕨市、戸田市、 入間市、朝霞市、志木市、和光 市、新座市、桶川市、北本市、 富士見市、入間郡三芳町、比企 郡滑川町、嵐山町、小川町、川 島町、吉見町、大里郡寄居町、 東京都清瀬市、東村山市	荒川(大芦橋～笹目 橋)、市野川、びん沼 川、伊佐沼、柳瀬川、 芝川第一調節池等
共 第 3号	あゆ漁業、ます類漁業、うぐい 漁業、おいかわ漁業、こい漁業、 ふな漁業、うなぎ漁業、どじょ う漁業、かじか漁業、わかさぎ 漁業、なまず漁業	1月1日 から 12月31日	川越市、飯能市、東松山市、狭 山市、入間市、坂戸市、鶴ヶ島 市、日高市、入間郡毛呂山町、 越生町、比企郡嵐山町、小川町、 川島町、鳩山町、ときがわ町、 秩父郡東秩父村	都幾川、高麗川、越辺 川、槻川、入間川、有 間川等
共 第 4号	ます類漁業、うぐい漁業、おい かわ漁業、こい漁業、ふな漁業、 うなぎ漁業、どじょう漁業、わ かさぎ漁業、なまず漁業	1月1日 から 12月31日	熊谷市、行田市、本庄市、深谷 市、秩父郡皆野町、長瀨町、児 玉郡美里町、神川町、上里町	小山川、福川、間瀬川
共 第 5号	おいかわ漁業、こい漁業、ふな 漁業、うなぎ漁業、どじょう漁 業、わかさぎ漁業、なまず漁業	1月1日 から 12月31日	さいたま市、熊谷市、川口市、 行田市、加須市、春日部市、羽 生市、鴻巣市、上尾市、草加市、 越谷市、桶川市、久喜市、北本 市、八潮市、三郷市、蓮田市、 幸手市、吉川市、白岡市、北足 立郡伊奈町、南埼玉郡宮代町、 北葛飾郡杉戸町、松伏町、 茨城県五霞町、東京都足立区、 葛飾区	中川、綾瀬川、元荒川、 大落古利根川、青毛堀 川、備前堀川、葛西用 水路等

共 第 6号	こい漁業、ふな漁業、なまず漁業	1月1日 から 12月31日	加須市、茨城県古河市	渡良瀬川(栃木県境～利根川との合流点)
共 第 7号	あゆ漁業、ます類漁業、うぐい漁業、おいかわ漁業、こい漁業、ふな漁業、うなぎ漁業、かじか漁業	1月1日 から 12月31日	飯能市、 東京都青梅市	成木川(末成橋～両郡橋)、直竹川
共 第 8号	こい漁業、ふな漁業、うなぎ漁業、なまず漁業	1月1日 から 12月31日	川口市、戸田市、 東京都板橋区、北区	荒川(笹目橋～芝川水門)
共 第 9号	あゆ漁業、ます類漁業、うぐい漁業、おいかわ漁業、こい漁業、ふな漁業、うなぎ漁業、どじょう漁業、なまず漁業	1月1日 から 12月31日	行田市、加須市、熊谷市、本庄市、羽生市、深谷市、児玉郡神川町、上里町、 群馬県藤岡市、伊勢崎市、玉村、明和町、千代田町、大泉町	利根川(五料橋～加須市飯積)、 烏川(群馬県境～下流)、神流川(渡戸橋～下流)

- 2 免許予定日
令和6年1月1日
- 3 申請期間
令和5年8月21日から令和5年10月2日まで
- 4 存続期間
令和6年1月1日から令和15年12月31日まで
- 5 制限または条件
なし

内水面漁場計画のうち第二種区画漁業権の漁場計画の概要

1 免許の内容たるべき事項

免許番号	漁業の種類	漁場の位置	漁場の区域
区第1号	こいの養殖業	埼玉県児玉郡美里町大字広木 摩訶池474番地2	摩訶池 391.7アール
区第2号	こいの養殖業	埼玉県児玉郡美里町大字駒衣字 市場17番地	古沼 204.9アール

- 2 免許予定日
令和6年1月1日
- 3 申請期間
令和5年8月21日から令和5年10月2日まで
- 4 存続期間
令和6年1月1日から令和10年12月31日まで
- 5 制限または条件
なし

第五種共同漁業権免許申請 審査一覧表

公示番号	申請者		漁業法第72条の 適格性を有しない		漁場計画 と異なる 申請		漁業権の 不当集 のおそれ がない		審査基準		申請書類				
	名称(漁業協同組合)	住所	漁業法第72条の 適格性を有しない	漁場計画 と異なる 申請	漁業権の 不当集 のおそれ がない	増殖計画 を満す 増殖計画	総会の 特別議決	漁業権免 許申請書	組合員 名簿	総(代)会 議事録の 謄本	定款及び 登記事項 証明書	通格正に 関する 証明書	増殖計画	土地所有 者の同意 書	
共第5号	(代)埼玉東部 埼玉中央 埼玉南部 埼玉県北部 埼玉県北部	埼玉県越谷市大間野町4-48-2 埼玉県熊谷市久下1692-7 埼玉県さいたま市大宮区宮町2-47 埼玉県加須市騎西51-7 埼玉県加須市騎西51-7	有	同一	無	有	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	
共第6号 (代)申請の代表者			有	同一	無	-	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	-	

資料No. 4

生振第 531 号

令和5年10月24日

茨城県内水面漁場管理委員会会長 様

埼玉県知事 大野 元裕



第五種共同漁業権に係る遊漁規則の認可について（諮問）

令和5年8月4日付け埼玉県告示第857号で公示した内水面漁場計画のうち、共第5号及び共第6号の漁業権に係る遊漁規則について、別添のとおり認可申請がありましたので、漁業法第170条第4項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

担 当 生産振興課 花き・果樹・特産・水産担当 小山

電 話 048-830-4151

FAX 048-830-4843



遊漁規則認可申請 審査一覧

申請者 (漁業協同組合)	漁場	漁業法170条第2項 の記載事項	漁業法170条第5項の認可基準		審査基準 総会の議決	申請書類			事業 報告書	
			遊漁を不当に 制限しない	遊漁料の妥当 性		遊漁規則 認可申請書	遊漁規則	総(代)会議 事録の謄本		放流実績
埼玉東部 共第5号		○	○	○	○	○	○	○	○	○
埼玉東北部		○	○	○	○	○	○	○	○	○
	共第5号・共第6号									

遊漁規則認可申請書

令和 5 年 10 月 2 日

埼玉県知事 大野元裕 様

住所 越谷市大間野町 4-48-2
氏名 埼玉東部漁業協同組合
代表理事組合長 佐々木光弘

令和 5 年 8 月 4 日付け埼玉県告示第 857 号によって公示された共第 5 号に係る漁業権について、別添のように遊漁規則を制定したいので、関係書類を添えて認可を申請します。

添付書類

- 1 遊漁規則
- 2 遊漁承認証販売実績
- 3 総（代）会議事録の謄本
- 4 放流実績
- 5 事業報告書（過去 3 年分）

総（代）会議事録の謄本は共第 5 号第五種共同漁業権免許申請に添付したので省略する。



埼玉東部漁業協同組合共第5号第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、埼玉東部漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた共第5号第五種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている魚種（おいかわ、こい、ふな、うなぎ、どじょう、わかさぎ及びなまずをいう。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、口頭によりしなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、第13条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 第1項の承認を受けた者は、直ちに第8条各項又は第9条各項に掲げる遊漁料を納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第3条 この漁場区域内で使用できる漁具・漁法は、さで網、うなぎ竹筒及び類似の筒（以下「うなぎ竹筒」という。）、四つ手網、投網、置ばり及び釣りに限る。

2 次の表のア欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれイ欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

ア 漁具・漁法	イ 規模
釣り	道糸3本以内

3 釣りについては、組合が定めて公表した漁具・漁法以外の漁具・漁法を使用して遊漁をしてはならない。

(遊漁期間)

第4条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる期間でなければならない。

ア 魚種	イ 期間
おいかわ、こい、ふな、うなぎ、どじょう、わかさぎ、なまず	1月1日から12月31日まで

(禁止区域)

第5条 前条の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる区域においては、それぞれイ欄に掲げる期間は、遊漁をしてはならない。

ア 区 域	イ 期 間
中川（八潮市圀（東京都境）、圀川合流点から上流200mまでの区域）	1月1日から 12月31日まで
大場川（八潮市古新田（東京都境）、中川合流点から上流100mまでの区域）	
元荒川（越谷市相模町、瓦曾根堰上流20mから下流50mまでの区域）	
元荒川（さいたま市岩槻区末田、末田須賀堰上流50mから下流110mまでの区域）	
権現堂川（幸手市権現堂、中川合流点（越流堤）から上流200mまでの区域）	

2 魚類の繁殖保護のため、組合が造成し、標識をもって表示した産卵場の区域においては、当該表示期間は遊漁をしてはならない。

3 魚類の保護のため、魚道の区域においては、遊漁をしてはならない。

（釣り専用区等）

第6条 次の表のア欄に掲げる区域においては、それぞれイ欄に掲げる期間は、釣り以外の漁具・漁法を使用して遊漁をしてはならない。

ア 区 域	イ 期 間
大落古利根川（松伏町松伏、寿橋から下流100mまでの区域）	1月1日から 12月31日まで
葛西用水路（逆川用水（越谷市東大沢、新内橋から越谷市大沢、地藏橋までの区域）	
東京葛西用水（越谷市西方、瓦曾根取入口から下流200mまでの区域）	

（全長制限）

第7条 次の表のア欄に掲げる魚種については、それぞれイ欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

ア 魚 種	イ 全 長
こい	18センチメートル
うなぎ	26センチメートル

（遊漁料の額及び納付の方法）

第8条 遊漁料の額は次表のとおりとし、その納付場所は埼玉東部漁業協同組合事務所又は組合が公表する組合指定取扱店において納付しなければならない。ただし、当該

遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。なお、料金は消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）を含み、期間の欄の1年とは3月1日から翌年2月末日までとし、料金の欄の「現」とは遊漁承認証を漁場で取り扱ったものをいう。

遊漁承認証名	魚種	漁具・漁法	期間	料金（円）
特種	全魚種	四つ手網、投網、さで網（間口1m未満）、うなぎ竹筒、置ばり、釣り	1年	8,000
			1日	1,000
甲種		四つ手網（間口3m以下）、投網（円周20m未満）、さで網（間口1m未満）、うなぎ竹筒、置ばり、釣り	1年	5,000
			1日	700
乙種		釣り	1年	4,000
			1日	500

2 前項の規定にかかわらず、中学生以下は無料とし、障害者は同項に規定する額の2分の1に相当する額とする。

（県内共通遊漁料の額及び納付の方法）

第9条 前条各項の規定にかかわらず、次の表に掲げる魚種を釣り（リール釣りを除く。）の漁具・漁法を使用して遊漁をする場合の遊漁料の額は、次の表のとおりとし、その遊漁料は、遊漁承認証を発行する埼玉県漁業協同組合連合会、県内各漁業協同組合事務所及び県内各漁業協同組合が公表する指定取扱店に納付するものとする。

魚種	漁具・漁法	遊漁承認証名	期間	料金（円）
全魚種	釣り（リール釣りを除く。）	県内共通	1年	6,000

2 前項の規定にかかわらず、身体障害者は同項に規定する額の2分の1に相当する額とする。

（遊漁承認証に関する事項）

第10条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証を交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所（期間を1年とする遊漁承認証に限る）
- (2) 承認期間
- (3) 遊漁承認証名
- (4) 遊漁料の額
- (5) 発行者名

(6) その他参考になるべき事項

- 2 遊漁承認証の交付は、第8条第1項及び第9条第1項に規定する場所又は漁場監視員において行うものとする。
- 3 遊漁承認証は他人に貸与してはならない。

(遊漁に際して守るべき事項)

第11条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

- 2 遊漁者は、遊漁をする場合には、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は、遊漁をする場合には、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第12条 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章(記章)を付けるものとする。

- (1) 氏名
- (2) 有効期間
- (3) その他必要な事項
- (4) 発行者名

(違反者に対する措置)

第13条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、以後その者の遊漁を拒絶することができる。この場合において、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

附 則

- 1 この規則は、令和6年1月1日から施行する。
- 2 この規則施行前に埼玉東部漁業協同組合共第5号第五種共同漁業権遊漁規則の規定により交付した遊漁承認証は、その期間内は有効なものとする。

遊漁規則認可申請書

令和 5 年 10 月 2 日

埼玉県知事 大野元裕 様

住所 加須市騎西 5 1 - 7
氏名 埼玉県北部漁業協同組合
代表理事組合長 田中喜久雄

令和 5 年 8 月 4 日付け埼玉県告示第 8 5 7 号によって公示された共第 5 号及び共第 6 号に係る漁業権について、別添のように遊漁規則を制定したいので、関係書類を添えて認可を申請します。

添付書類

- 1 遊漁規則
- 2 遊漁承認証販売実績
- 3 総（代）会議事録の謄本
- 4 放流実績
- 5 事業報告書（過去 3 年分）

総（代）会議事録の謄本は共第 6 号第五種共同漁業権免許申請に添付したので省略する。



埼玉県北部漁業協同組合共第5号及び共第6号
第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、埼玉県北部漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた共第5号及び共第6号第五種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている魚種（おいかわ、こい、ふな、うなぎ、どじょう、わかさぎ及びなまずをいう。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、口頭によりしなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、第12条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 第1項の承認を受けた者は、直ちに第7条各項又は第8条各項に掲げる遊漁料を納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第3条 この漁場区域内で使用できる漁具・漁法は、四つ手網、投網、やす突及び釣りに限る。

2 次の表のア欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれイ欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

ア 漁具・漁法	イ 規模
四つ手網	間口1.5m以下
投網	円周20m以下
釣り	道糸2本以内

3 日没から日の出までは、釣り以外の漁具・漁法を使用して遊漁をしてはならない。

4 釣りについては、組合が定めて公表した漁具・漁法以外の漁具・漁法を使用して遊漁をしてはならない。

(遊漁期間)

第4条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる期間でなければならない。

ア 魚種	イ 期間
------	------

おいかわ、こい、ふな、うなぎ、どじょう、なまず	1月1日から12月31日まで
わかさぎ	10月1日から3月31日まで

(禁止区域)

第5条 魚類の繁殖保護のため、組合が造成し、標識をもって表示した産卵場の区域においては、当該表示期間は遊漁をしてはならない。

2 魚類の保護のため、魚道の区域においては、遊漁をしてはならない。

(全長制限)

第6条 次の表のア欄に掲げる魚種については、それぞれイ欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

ア 魚 種	イ 全 長
こい	18センチメートル
うなぎ	26センチメートル

(遊漁料の額及び納付の方法)

第7条 遊漁料の額は、次表のとおりとし、その納入場所は、埼玉県北部漁業協同組合事務所、組合が公表する組合指定取扱店において納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。なお、料金は消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）を含み、期間の欄の1年とは3月1日から翌年2月末日までとし、料金の欄の「現」とは遊漁承認証を漁場で取り扱ったものをいう。

遊漁承認証名	魚 種	漁具・漁法	期間	料金 (円)
甲 種	全魚種	四つ手網、投網、やす突、釣り	1年	6,000
			1日	800
乙 種		釣り	1年	4,000
			1日	500

2 前項の規定にかかわらず、中学生以下は無料とし、障害者は同項に規定する額の2分の1に相当する額とする。なお、料金は、消費税等を含むものとする。

(県内共通遊漁料の額及び納付の方法)

第8条 前条各項の規定にかかわらず、次の表に掲げる魚種を釣り（リール釣りを除く。）の漁具・漁法を使用して遊漁をする場合の遊漁料の額は、次の表のとおりとし、その遊漁料は、遊漁承認証を発行する埼玉県漁業協同組合連合会、県内各漁業協同組合事務所及び県内各漁業協同組合が公表する組合指定取扱店において納付するものとする。なお、料金は消費税等を含み、期間の欄の1年とは3月1日から翌年2月末日までを

いう。

魚種	漁具・漁法	遊漁承認証名	期間	料金(円)
全魚種	釣り(リール釣りを除く。)	県内共通	1年	6,000

2 前項の規定にかかわらず、身体障害者は同項に規定する額の2分の1に相当する額とする。

(遊漁承認証に関する事項)

第9条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証を交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所(期間を1年とする遊漁承認証に限る)
- (2) 承認期間
- (3) 遊漁承認証名
- (4) 遊漁料の額
- (5) 発行者名
- (6) その他参考になるべき事項

2 遊漁承認証の交付は、第8条第1項及び第9条第1項に規定する場所又は漁場監視員において行うものとする。

3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際して守るべき事項)

第10条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁をする場合には、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁をする場合には、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第11条 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章(記章)を付けるものとする。

- (1) 氏名
- (2) 有効期間
- (3) その他必要な事項
- (4) 発行者名

(違反者に対する措置)

第12条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、以後その者の遊漁を拒絶することができる。この場合において、遊漁者が既に納

付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

附 則

- 1 この規則は、令和6年1月1日から施行する。
- 2 この規則施行前に埼玉県北部漁業協同組合共第5号第五種共同漁業権遊漁規則の規定により交付した遊漁承認証は、その期間内は有効なものとする。



資料No 5

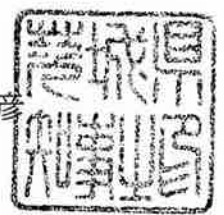
漁諮問第 18 号

茨城県内水面漁場管理委員会

令和 5 年 9 月 7 日付茨城県告示第 1029 号によって公示した方法により公表した茨城県内水面漁場計画（第 2 種区画漁業）に対し、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 69 条第 1 項の規定に基づき、有限会社 小平鯉金魚養殖場から免許の申請があったので、同法第 70 条の規定により意見を求める。

令和 5 年 11 月 22 日

茨城県知事 大井川 和彦



免許申請の状況

公示番号	申請者		申請日	備考
	住所	名称		
茨内区 第1号	水戸市天王町7-36	有限会社 小平鯉金魚養殖場	令和5年10月23日	

申請状況

公示番号	茨内区第1号
漁業種類	第2種区画漁業権
区分	個別漁業権
申請者	有限会社 小平鯉金魚養殖場
申請年月日	令和5年10月23日

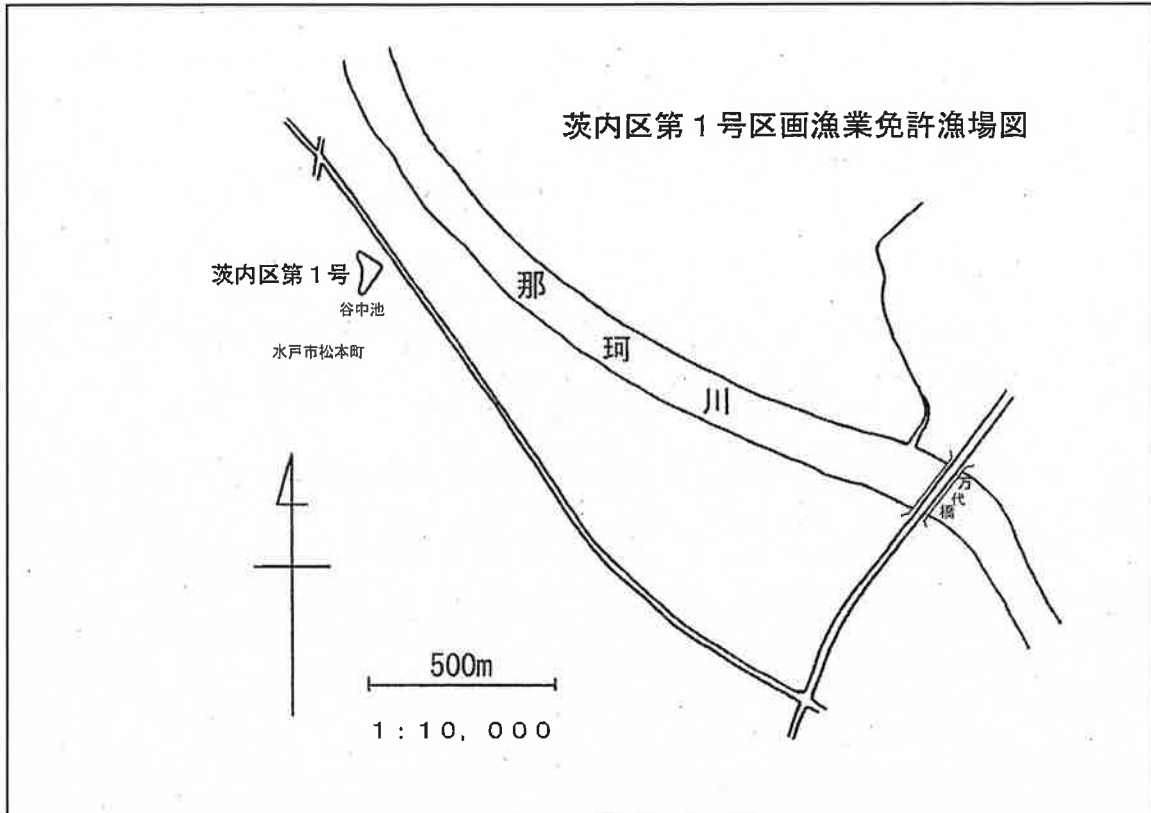
審査結果及び添付書類の有無

漁業法第71条第1項各号への非該当		
第1号	申請者が次条（第72条）に規定する適格性を有する者でないとき。	○ (誓約書の添付)
第2号	海区漁場計画又は内水面漁場計画の内容と異なる申請があつたとき。	○ (齟齬無し)
第3号	その申請に係る漁業と同種の漁業を内容とする漁業権の不当な集中に至るおそれがあるとき。	○ (不当な集中無し)
第4号	免許を受けようとする漁場の敷地が他人の所有に属する場合又は水面が他人の占有に係る場合において、その所有者又は占有者の同意がないとき。	○ (契約書の添付)
添付書類の有無		
申請理由書		○
定款		○
登記事項証明書		○
印鑑証明書		○
漁業法第72条第1項第1号から第4号までのいずれにも該当しないことを誓約する書面		○
事業計画書		○
漁場の概要図		○
漁場敷地所有者の同意書		○ (水戸市：公有財産 賃貸借契約書)
申請手数料		○

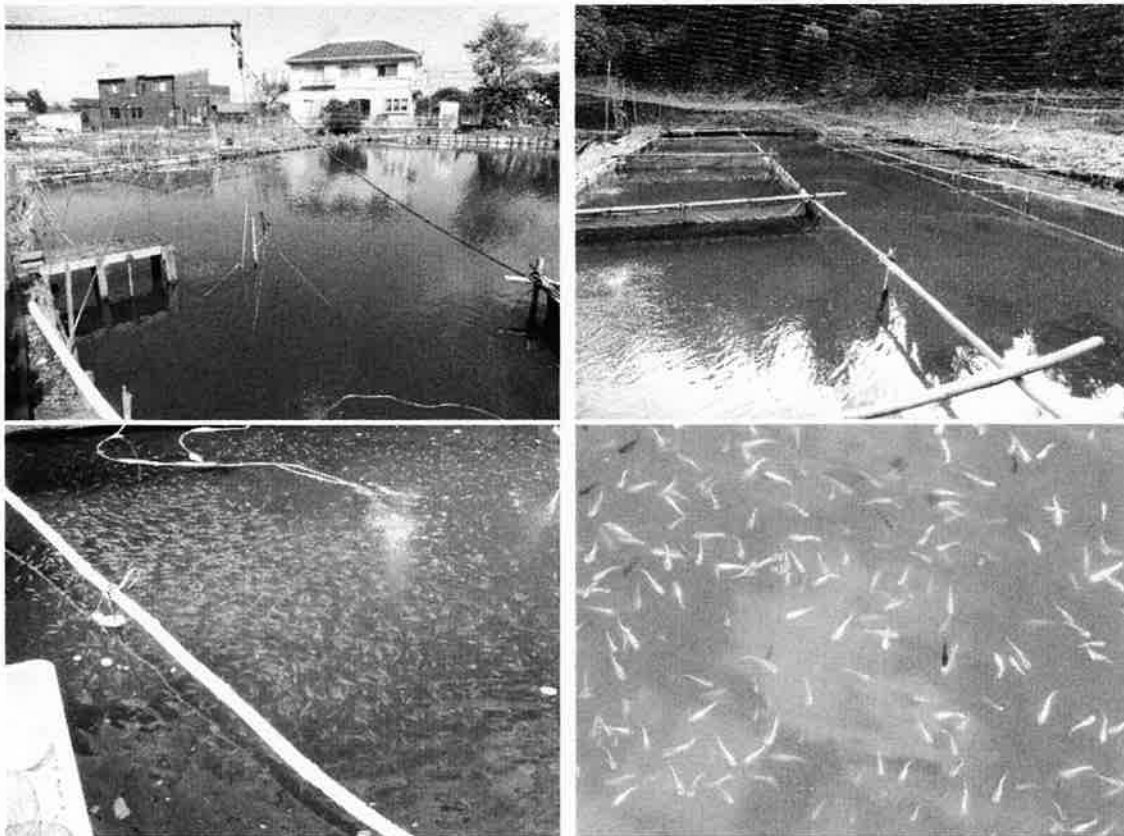
区画漁業権切替のスケジュール

	時 期	事 項
漁場計画の決定・公表	令和5年4月14日	漁場計画の素案提示（委員会）
	令和5年6月27日	漁場計画の諮問（委員会）
	令和5年8月9日	公聴会の開催（委員会） 漁場計画の答申（委員会）
	令和5年8月	漁場計画の決定及び公表
免 許	令和5年10月	免許申請
	令和5年10月～11月	適格性の審査
	令和5年12月	知事から委員会あて諮問（法第70条） 委員会から知事あて答申
	令和5年12月	免許状交付（法第69条）
	令和6年1月	県報登載

: 今回



漁場位置図



現行免許受有者による漁場活用の状況 ((有)小平鯉金魚養殖場)

漁業法（抜粋）

（内水面漁場管理委員会）

第七十一条 都道府県に内水面漁場管理委員会を置く。ただし、その区域内に存する内水面における水産動植物の採捕、養殖及び増殖の規模が著しく小さい都道府県（海区漁業調整委員会を置くものに限る。）で政令で定めるものにあつては、都道府県知事は、当該都道府県に内水面漁場管理委員会を置かないことができる。

＜第2、3項略＞

4 この法律の規定による海区漁業調整委員会の権限は、内水面における漁業に関しては、内水面漁場管理委員会が行う。ただし、第一項ただし書の規定により内水面漁場管理委員会を置かない都道府県にあつては、当該都道府県の知事が指定する海区漁業調整委員会が行う。

（漁業の免許）

第六十九条 漁業権の内容たる漁業の免許を受けようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、都道府県知事に申請しなければならない。

2 前項の免許を受けた者は、当該漁業権を取得する。

（海区漁業調整委員会への諮問）

第七十条 前条第一項の申請があつたときは、都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。

（免許をしない場合）

第七十一条 次の各号のいずれかに該当する場合は、都道府県知事は、漁業の免許をしてはならない。

- 一 申請者が次条に規定する適格性を有する者でないとき。
- 二 海区漁場計画又は内水面漁場計画の内容と異なる申請があつたとき。
- 三 その申請に係る漁業と同種の漁業を内容とする漁業権の不当な集中に至るおそれがあるとき。
- 四 免許を受けようとする漁場の敷地が他人の所有に属する場合又は水面が他人の占有に係る場合において、その所有者又は占有者の同意がないとき。

＜第2項以下略＞

（免許についての適格性）

第七十二条 個別漁業権の内容たる漁業の免許について適格性を有する者は、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

- 一 漁業又は労働に関する法令を遵守せず、かつ、引き続き遵守することが見込まれない者であること。
- 二 暴力団員等であること。
- 三 法人であつて、その役員又は政令で定める使用人のうちに前二号のいずれかに該当する者があるものであること。
- 四 暴力団員等がその事業活動を支配する者であること。

2 団体漁業権の内容たる漁業の免許について適格性を有する者は、当該団体漁業権の関係地区の全部又は一部をその地区内に含む漁業協同組合又は漁業協同組合連合会であつて、次の各号に掲げる団体漁業権の種類に応じ、当該各号に定めるものとする。

- 一 現に存する区画漁業権の存続期間の満了に際し、漁場の位置及び区域並びに漁業の種類が当該現に存する区画漁業権とおおむね等しいと認められるものとして設定される団体漁業権 その組合員（漁業協同組合連合会の場合には、その会員たる漁業協同組合の組合員）のうち関係地区内に住所を有し当該漁業を営む者の属する世帯の数が、関係地区内に住所を有し当該漁業を営む者の属する世帯の数の三分の二以上であるもの
- 二 団体漁業権（前号に掲げるものを除く。） その組合員（漁業協同組合連合会の場合には、その会員たる漁業協同組合の組合員）のうち関係地区内に住所を有し一年に九十日以上沿岸漁業（海面における漁業のうち総トン数二十トン以上の動力漁船を使用して行う漁業以外の漁業をいう。以下この条及び第百六条第四項において同じ。）を営む者（河川以外の内水面における漁業を内容とする漁業権にあつては当該内水面において一年に三十日以上漁業を営む者、河川における漁業を内容とする漁業権にあつては当該河川において一年に三十日以上水産動植物の採捕又は養殖をする者。以下この号及び第五項において同じ。）の属する世帯の数が、関係地区内に住所を有し一年に九十日以上沿岸漁業を営む者の属する世帯の数の三分の二以上であるもの
- 3 前項の規定により世帯の数を計算する場合において、当該漁業を営む者が法人であるときは、当該法人（株式会社にあつては、公開会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第五号に規定する公開会社をいう。）でないものに限る。以下この項において同じ。）の組合員、社員若しくは株主又は当該法人の組合員、社員若しくは株主である法人の組合員、社員若しくは株主のうち当該漁業の漁業従事者である者の属する世帯の数により計算するものとする。
- 4 第二項の規定は、二以上の漁業協同組合又は漁業協同組合連合会が共同してした申請について準用する。この場合において、同項中「その組合員」とあるのは「それらの組合員」と、「その会員」とあるのは「それらの会員」と読み替えるものとする。

＜第5項以下略＞

（免許をすべき者の決定）

第七十三条 都道府県知事は、第六十四条第六項の申請期間内に漁業の免許を申請した者に対しては、第七十一条第一項各号のいずれかに該当する場合を除き、免許をしなければならない。

＜第2項略＞

**令和5年度全国内水面漁場管理委員会連合会
東日本ブロック協議会の結果について**

令和5年12月5日
茨城県内水面漁場管理委員会事務局

- 1 開催日・場所 令和5年11月1日（水）～11月2日（木）
チサンホテル宇都宮

2 議事及び議決結果

議 事	結 果
(1) 令和6年度提案項目（案）について	
ア 第1回漁場管理対策検討会結果について	承認
イ 提案項目（案）に係るアンケート調査結果について	承認
ウ 提案項目（案）の検討及び追加提案項目について	
（ア）岩手県内水面漁場管理委員会	①一部修正し提出 ②一部修正し提出 ③一部修正し提出
（イ）千葉県内水面漁場管理委員会	一部修正し提出
(2) ブロック内照会・協議事項について	承認
(3) 全国内水面漁場管理委員会連合会第22期役員について （岩手県・福島県・茨城県・東京都が選出）	承認
(4) 次回東日本ブロック協議会開催県について （令和6年度開催県：山形県）	承認
(5) その他	なし

（参考）提案書作成の年間スケジュール

R5.8	第1回漁場管理対策検討会	全内漁管連の役員会内に設置された検討会において、中央提案素案を作成。
R5.9～10	各都道府県の委員会	中央提案に対する意見を各都道府県委員会で審議。 （本県は、9/26開催第603回委員会で審議済）
R5.10～11	各ブロック協議会 （東日本・中日本・西日本）	各都道府県委員会からの意見を踏まえ、ブロック毎に意見を決定。
R6.3	第2回漁場管理対策検討会及び役員会	各ブロックからの意見を踏まえ、提案書（案）を作成し、通常総会へ議案として提出。
R6.5	令和6年度通常総会	議案として上程された提案書（案）を審議し、議決。
R6.6～7	令和6年度提案行動	決議された提案書をもって、各省庁に対し提案行動を実施。

令和6年度提案書素案 主旨（第1回漁場管理対策検討会結果）

I 外来魚対策について

- 1 駆除技術等の開発、駆除対策費用予算の確保拡充
- 2 外来生物法の周知徹底、取締り強化・予算の確保
- 3 漁業権外水域における駆除等の取組促進、早期の駆除等対応

II 鳥類に対する食害対策について

- 1 カワウの国主導による対策の推進
- 2 サギ類の防除対策の実用化・導入促進
- 3 漁協実施の駆除等に係る支援事業予算の充実

III 魚病対策について

- 1 アユ魚病対策技術の開発普及・防疫体制の構築、病原菌把握の基本手法の確立・調査の実施
- 2 KHV病制限解除基準の作成
- 3 水産用医薬品実用化開発対策の推進

IV 河川湖沼環境の保全及び啓発について

- 1 適切な森林管理、適正流量の確保、水辺環境の再生
- 2 適切な排水基準設定・栄養塩管理、殺虫剤等の影響調査及び防止対策
- 3 大規模災害に強い川づくり、河川整備時等の漁業への配慮
- 4 外来水生生物の異常繁茂の防止対策
- 5 国民・児童生徒に対する自然環境保全啓発、河川利用マナー対策
- 6 ダム放流水（濁水・貧酸素水・ヘドロ等）の対策
- 7 アユの天然資源回復対策
- 8 気候変動適応策の検討

V 放射性物質による汚染対策について

- 1 汚染実態の長期的な把握
- 2 除染対策の検討・実施
- 3 漁業早期再開への対策検討

VI ウナギの資源回復について

- 1 資源管理体制の推進
- 2 シラスウナギの流通透明化、取締機関の連携体制の充実
- 3 生理生態研究の推進、生息環境の保全・回復、放流手法の確立・放流体制の構築
- 4 シラスウナギの大量生産技術実用化の推進

VII 内水面漁場管理委員会制度の堅持について

- 1 内水面漁場管理委員会制度の堅持
- 2 内水面漁場管理委員会への交付金の維持確保

令和5年度全国内水面漁場管理委員会連合会東日本ブロック協議会における
令和6年度提案項目（案）についての意見

[岩手県①] 内水面漁場管理委員会

<p>件名</p>	<p>IV 河川湖沼環境について 提案項目7のR6年度提案素案</p> <p>一部文言の修正</p> <p>また、貧酸素水放流やダムへのドロの堆積による影響も懸念されていることから、ダムが河川の水産生物に与える影響についてのり、下流河川の〇〇や△△への影響について報告があることから、これらに関する調査を十分に行うとともに、必要な対策を講じること。</p>
<p>要旨（提案理由）</p> <p>本項目では、「貧酸素水放流やダムへのドロ堆積」による下流河川への影響が懸念されるため、調査や必要な対策を講じることが提案しているが、農水省の回答では、具体的な事例を承知していないため、事例を提示することが求められている。</p> <p>このため、アンケートへの回答や各県等の照会・回答からこれらの具体的な事例を挙げられる場合は、その事例への対応に必要な調査や対策を講じるように提案することが必要と考えられる（事例がない場合は、現状の表現のままとする）。</p>	

令和5年度全国内水面漁場管理委員会連合会東日本ブロック協議会における
令和6年度提案項目（案）についての意見

[岩手県②] 内水面漁場管理委員会

件名	IV 河川湖沼環境について 提案項目8のR6年度提案素案 一部文言の追加 天然遡上アユについて、関係都道府県と連携した調査・研究体制を早急に構築し、資源量の増減メカニズムを解明し、 天然資源回復に向けた対策・方法等を示すこと。 すること等により、引き続き、効果的な増殖や資源管理のための技術開発を進めること。
要旨（提案理由） 本項目では、農水省から、他の魚種のように資源評価に基づく漁獲制限による資源管理は困難と説明した上で、交付金による調査支援や技術開発を行うとの回答が示されていることから、その取組を継続、展開するための予算措置を求める表現とする。	

令和5年度全国内水面漁場管理委員会連合会東日本ブロック協議会における
令和6年度提案項目（案）についての意見

[岩手県③] 内水面漁場管理委員会

<p>件名</p>	<p>V 放射性物質による汚染対策について 提案項目3のR6年度提案素案</p> <p>一部文言の修正</p> <p>河川・湖沼環境中の放射性物質については、基本的に除染をしない方針が示されたが、漁業の再開には除染対策の実施が必須であることから、有効な除染対策しているが、関係法令において河川・湖沼を除染の対象外とした経緯やその科学的根拠について国民に分かりやすく丁寧に説明するとともに、内水面漁業への影響は極めて小さいことについて周知する等、漁業再開への具体的な支援策を検討し、実施すること。</p>
<p>要旨（提案理由）</p> <p>本項目では、「有効な除染対策の検討と実施」を求める提案に対し、環境省からは、関係法令により「河川・湖沼は除染の対象外」であることが回答として示されている。</p> <p>現地の認識と環境省の方針に隔たりがあると思量されることから、提案の視点を変えて、河川・湖沼を除染の対象外としたことへの丁寧な説明を求めるとともに、内水面漁業への影響は極めて小さいことの積極的な国民へ周知等、漁業再開への具体的な支援策を検討し、実施すること等」を内容とした提案としてはどうか。</p>	
<p>【福島県内水面漁場管理委員会】</p> <p>県内の内水面関係団体から河川湖沼の除染の要望がありますので、除染の要望の有無について追記していただきますよう検討願います。</p>	
<p>提出案</p> <p>「河川・湖沼環境中の放射性物質については、基本的に除染をしない方針が示されているが、関係団体から河川湖沼を対象とした除染の要望もあることから、関係法令において河川・湖沼を除染の対象外とした経緯やその科学的根拠について国民に分かりやすく丁寧に説明するとともに、内水面漁業への影響は極めて小さいことについて周知する等、漁業再開への具体的な支援策を検討し、実施すること。」</p>	

令和5年度全国内水面漁場管理委員会連合会東日本ブロック協議会における
令和6年度提案項目（案）についての意見

[千葉県] 内水面漁場管理委員会

件名	V 放射性物質による汚染対策について 提案書のR6年度提案素案 一部文言の削除 ALPS処理水に関する記述について
要旨（提案理由） 放射性物質による汚染対策についての提案趣旨のR6年度素案には、ALPS処理水についての記載が追加されている。 この記載の意図について確認したところ、平成23年の原子力事故を取り巻く状況に、新たにALPS処理水の海洋放出が開始されたことから、今回、記載したとのことであるが、汚染対策の項目にこの記載があることで、「全内漁管連が、ALPS処理水を汚染水だと考えているようにとられかねない」こと、また、この記述による新たな要望も無いため、この部分についての記載は慎重に対応した方がよいと考える。	

採捕の許可の更新について

令和 5 年 12 月 5 日
茨城県農林水産部漁政課

茨城県内水面漁業調整規則第 30 条に基づく水産動植物の採捕の許可のうち、本年度中に許可期間が満了する以下の漁具漁法については、現行の取扱要領に基づき更新又は新規許可の発給作業を行う。

1 竹筒

(1) 現行許可の概要

許可する統数	当該共同漁業権の免許を受けていた者の組合員であつて、かつ、現にその漁業を行使していた者、相続によりその地位を承継した者及び許可受有者のもとで当該漁業に従事していた者であつて、許可受有者の廃業に伴い自立しようとする者に限る
採捕区域	当該共同漁業権の漁場区域 ※常陸川漁協：茨内共第 2 号（利根川及び常陸利根川）
採捕期間	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
許可有効期間	令和 6 年 1 月 1 日～令和 8 年 12 月 31 日

(2) 許可件数の推移 (H27～R5) ※R5 は 11 月 30 日現在

漁協\年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5*
常陸川	1	1	1	1	1	1	1	1	1

(3) 採捕状況

漁 協	期 間	R3. 1. 1～ R3. 12. 31	R4. 1. 1～ R4. 12. 31	R5. 1. 1～ R5. 8. 31
		常陸川	採捕人数(人・日)	0
	採捕重量(kg)	0	0	0

※利根川水系のウナギの出荷制限 (R5. 3 解除)、下りウナギ保護のため自粛

(4) 要望等 (漁協聞き取り)

常陸川：現行通りの内容での許可を希望する。

※漁法の伝承が必要。資源保護については今後組合で決定。

2 うなぎ鎌

(1) 現行許可の概要

許可する統数	当該共同漁業権の免許を受けていた者の組合員であつて、かつ、現にその漁業を行使していた者、相続によりその地位を承継した者及び許可受有者のもとで当該漁業に従事していた者であつて、許可受有者の廃業に伴い自立しようとする者に限る
採捕区域	当該共同漁業権の漁場区域 ※常陸川漁協：茨内共第2号（利根川及び常陸利根川）
採捕期間	1月1日から8月31日まで及び 10月1日から12月31日まで
許可有効期間	令和6年1月1日～令和8年12月31日

(2) 許可件数の推移（H27～R5） ※R5は11月30日現在

漁協\年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5※
常陸川	15	15	15	15	15	15	15	15	15

(3) 採捕状況

漁協	期間	R3. 1. 1～ R3. 12. 31	R4. 1. 1～ R4. 12. 31	R5. 1. 1～ R5. 8. 31
常陸川	採捕人数(人・日)	0	0	0
	採捕重量(kg)	0	0	0

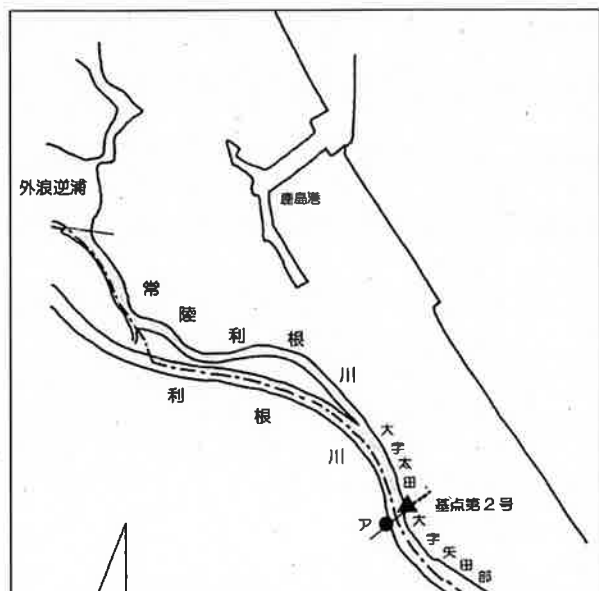
※利根川水系のウナギの出荷制限（R5.3解除）、下りウナギ保護のため自粛

(4) 要望等（漁協聞き取り）

常陸川：現行通りの内容での許可を希望する。

※漁法の伝承が必要。資源保護については今後組合で決定。

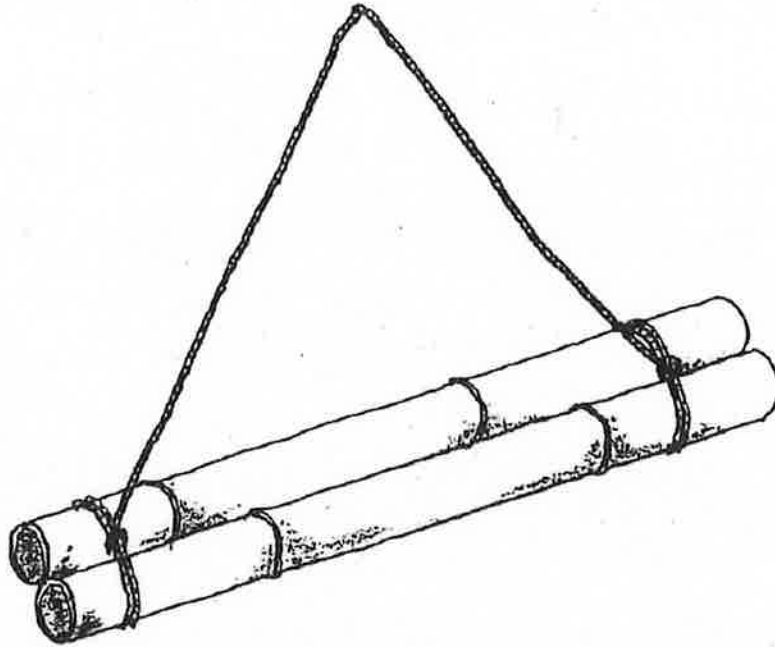
採捕の区域（茨内共第2号）



漁具漁法の概要

竹筒 (たかつぼ)

漁具の構造： 長さ1 m程の竹の節を抜いたパイプ状のものを水に浸し、沈むようになってから水底に設置するものである。

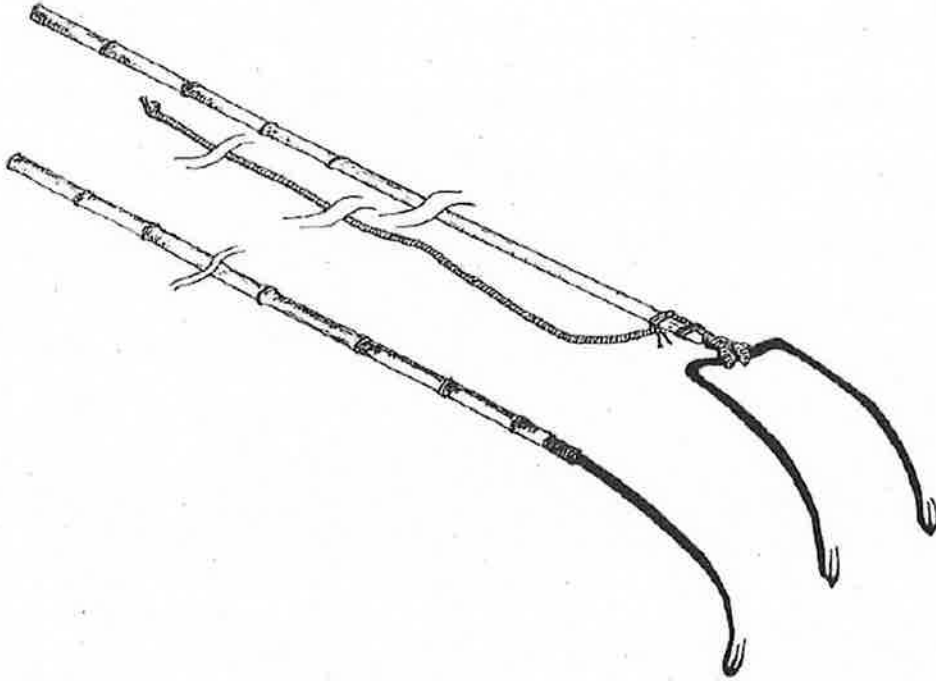


漁法： 幹網から出た多くの枝網に竹筒をつける場合と一つずつ設置する場合がある。普通は竹筒を水底に着くようにおくが、夏、うなぎが浮くときには竹筒を浮かすようにする。竹筒の本数は竹の太さ、時期や場所によって異なってくるが、1～5本程度である。

漁具漁法の概要

うなぎ鎌

漁具の構造： 長さ3 mの竹と接続する2 mの金属製管、または3 m程度の竹の先に、先端が鉤状に曲り、2またに分れた鋭い鉄製の鉤がついている具である。



漁法： 漁船を2ノット程度の速度で走らせ、船上からうなぎ鎌の先端部を底土に突き刺して、潜っているうなぎを引っ掛けて漁獲する。

霞ヶ浦開発事業等に伴い漁業権から削除された漁業に関する取扱方針

(趣 旨)

第1 霞ヶ浦開発事業等に伴い共同漁業権の内容から削除された漁業については、漁業秩序の維持及び資源の有効利用の観点から知事許可漁業とし可能な限り積極的に利用することとし、その許可に当たっては、茨城県内水面漁業調整規則に定めるほかこの方針の定めるところによる。

(適用範囲)

第2 この方針を適用する者は、当該共同漁業権の免許を受けていた者の組合員であって、かつ、現にその漁業を行使していた者、相続によりその地位を承継した者及び許可受有者のもとで当該漁業に従事していた者であって、許可受有者の廃業に伴い自立しようとする者に限るものとする。

(操業区域)

第3 操業区域は、当該共同漁業権の漁場区域とする。

(許可申請書の添付書類)

第4 この許可の申請に際しては、茨城県内水面漁業調整規則第30条第13項で準用する第8条第2項に定める添付書類のほか、この許可に係る漁業補償等は一切要求しない旨の誓約書を添付することとする。

付 則

- (1) この方針は、昭和53年3月23日から施行する。
- (2) この方針の霞ヶ浦開発事業等とは、霞ヶ浦開発事業、利根川河口堰設置事業、その他河川事業等公共事業の施行並びに常陸川水門操作をいう。

付 則

この方針は、平成14年1月17日から施行する。

付 則

この方針は、令和2年12月1日から施行する。